

女性法律家と専門職

——職業教育、学位、司法職——

小 野 秀 誠

- I はじめに——近代まで——
- II 近代以降の教育、大学と学位
- III 女性のハビリタチオン、教授職
- IV 女性の司法職
- V その他の著名人と団体

I はじめに——近代まで——

1 序

本稿は、法律職における近代の少数者差別（とくに男女差別）の克服を概観しようとするものである。ドイツでは、2011年には38.8%であった裁判官の女性比率は、2020年には47.48%となった（裁判官総数2万1942人のうち、女性裁判官は1万0419人）。連邦段階の裁判所を除き、ほぼ同率は達成されたといえる。男女差別は、各種の差別の重要な表徴であり、歴史的にも、人種や少数者の差別と歩調を合わせてきた。ドイツは、ヨーロッパの中でも比較的長く格差が残されていたことから、近時の急激な進展の示唆するところは大きい。

女性の法律職への進出については、まずその前提として、一般的な教育と高等教育の変遷を考えることが必要である。近代の教育制度の下では、普通教育から高等教育を経て、さらに専門職の教育の分化や大学での地位が確立され、

司法職への進出も行われるからである。こうしたプロセスは、男子を含めた教育や法曹養成の制度一般にもみられる。人の構造が発生時の段階に即してみると理解しやすいのと同様である。種々の差別にも共通するが、とくに女子教育には進歩の段階性が顕著に現れることから、一般的な制度の理解や差別を分析する上でも資するものである。

女子教育の歴史は、部分的には、中世の大学の時代にまで遡る。ただし、古くは、あくまでも例外として行われたにすぎない。記録が残されているものは少なく、また少ないことから、著名な例もある。基本的には、職業教育よりも教養として、また家庭内で属人的に行われることが主流であった¹⁾。また、この場合には、初頭教育からの積み上げというよりも、単発的に高等教育までが完成するのがつねであった。親や子の個人的資質や属人的な環境に依存するものである。

著名な例としては、中世イタリアの女性法学者のベティシア・ゴッツアディーニと、近代の法律学のハビリタチオン資格の取得者エミリー・シュプリ、最初の女性弁護士のマリア・オットーの事跡があり、一例として簡単にふれよう。また、本稿では、より一般的な女子教育や研究者の状況にふれ、とくにドイツでは最初の法学の女性教授のゲルトリュード・フィケンチャーとアンネ・エヴァ・ブラウネックについてふれる。ヨーロッパ全体の動向のほか、19世紀以降ではドイツを中心に教育と司法職との関係を述べる。

2 最古の例

(1) 古い例では、上述のベティシア・ゴッツアディーニ (Bettisia

1) 古くに、アダム・スミスは、教育や大学との関連で、女性教育についてふれたが、当時、そのための公共施設は何もないとしている。国富論 (2001年、水田洋・杉山忠平訳) 4巻32頁以下、48頁参照。

なお、関連する拙著は、以下のように略する。【大学】大学と法曹養成制度 [2001年]、【専門家】専門家の責任と権能 [2000年]、【体系】民法の体系と変動 [2012]、【法学上の発見】法学上の発見と民法 [2016年]、【法実務家】ドイツ法学と法実務家 [2017年]、【歴史】大学と法律家の歴史 上下 [2020年]。【変容】亡命法学者と法の変容 [2022年]。

Gozzadini, 1209-1261) がもっとも著名であり、彼女は中世イタリアの法学者である。ヨーロッパで最古の大学であるボローニア大学(12世紀末に設立)で、博士の学位を取得し、同大学でポストをえた。学位も教授職も、女性として初めてのことであった。当時、ボローニア大学には、注釈学派のアククルシウス(Accursius, ca.1183-ca.1263)がおり、死亡した時期は、ベティシアと2年しか異ならない。そこで、一説では、真の父親は、このアククルシウスだったともいわれる。これは、当時の女子教育が家庭内で行われ、とりわけ父親による個人的な教育が重要だったからである²⁾。

それからほぼ100年後、ノヴェッラ・ダンドレーア(Novèlla d'Andrea, ca.1312-1333, なお、死亡については1346年説、1366年説もある)は、ボローニア大学のカノン法学者ジョヴァンニ・ダンドレーア(Giovanni d'Andrea)の娘である。父から教育をうけ、大学では、しばしば父の代講をした。その美貌によって学生の注意が妨げられないように、カーテンの蔭から口述したといわれる。ただし、1333年死亡説によれば、その講義はたんなる代読の意味の「代講」であったと推察される。印刷術の発明(Johannes Gensfleisch zur Laden zum Gutenberg, ca.1398-1468. 1439年ごろ42行聖書の印刷)まで、講義は講義録の手による筆記が中心であった。写本は高価で、入手し難かったからである。夫は、弁護士のGiovanni CalderinusやFilippo Formagliniとも、あるいは教授のGiovanni Di Legnanoともいわれる。若くして亡くなったことから、父は、教皇グレゴリウス9世(位1227-1241)からポニファチウス8世(1294-1303)

2) 経歴に著名人を関連づけることは、しばしばあることから、逸話の信憑性は疑問である。彼女については、Gozzadini, Bettisia Municipality of Bologna at the MEMO history siteが比較的法とまっており、肖像画もある。細かなものとしては、Marriotti, A Celebration of Women Writers, Italy, 1894. p. 264; Zappi History, Part 5 Zappi Family Trust. 【体系】436頁。

日本でも、たとえば、紫式部(970ごろ～1020ごろ)の教育は、父の藤原為時によって行われた。教育機関として、律令制の下では、大学寮や藤原氏の勸学院などがあったが、実質的には官吏の養成機関であり(和田英松・官職要解・1983年の90頁以下)、女性の任官は後宮関係の別ルートであったから、教育は私的に行われるほかはなかったのである(浅井虎夫・女官通解・1985年の16頁以下)。

の間のカノン法の教令に関する自分の研究に、ノヴェッラの名前を付したという (Decretales e Novella in Sextum)³⁾。その名は、ローマ法の新勅法 (Novellae) にも通じるからである。あるいは、逆に、父は自分の研究との関連づけのためにこうした名を彼女に命名したとの説もある。そして、彼女の姉妹のベッティーナ・ダンドレーア (Bettina d'Andrea, ?- 1335) も、パドヴァ大学の法学教授となった。ノヴェッラと異なり、こちらはよくある女性名である。彼女はパドヴァ大学の教授 Giovanni Da Sangiorgio と結婚し、自分もそこで法学の教育に携わったのである⁴⁾。

(2) 近代の大学では、女性の進出はずっと遅れて、同じイタリアのラウラ・バッシー (Laura Maria Caterina Bassi, 1711.10.31-1778.2.20) が、最初に大学で教えた女性科学者として著名である (哲学教授)。中世の大学では、医学、神学、法学の3実務科目のほかは学芸学部の哲学に包含されていたからである。自然科学はすべて哲学 (自然哲学) から分化したのである。彼女は、1732年に、公的な博士の試験に合格し、ポローニア大学の教授となった。その専門は、解

3) カノン法の体系については、拙稿「私法におけるカノン法の適用」利息制限法と公序良俗 (1999年) 11頁、23頁参照。グラティアヌス教令集とそれ以後の教令の集成であるグレゴリウス法令集、第六書、クレメンス法典がカノン法の中核であるから、ジョヴァンニ・ダンドレーアの研究書の対象は、グレゴリウス法令集以降の法令ということである。

なお、「代講」そのものは、欧米では現在でも比較的自由に行われ、助手が教授の代講をすることは、そう稀ではない。まして、中世の講義は、テキストが高価であり口述筆記が中心であったから、テキストさえあれば、そう困難なことではなかったのである。

4) Treccani, Enciclopedia Italiana, 1934 (Novella); Uglow, The Macmillan Dictionary of Women's Biography, 1982. シェイクスピア (William Shakespeare, 1564.4.26-1616.4.23) の作品にはイタリアをモデルとするものがいくつか登場するが (【変容】379頁)、「ヴェニスの商人」のポーシャの扮する法律家のモデルともいわれる。

より古い例では、穂積陳重・法窓夜話 36 番には、ホルテンシア (Hortensia)、アマシア (Amasia) などのローマ時代の女子の弁護士の話が載っており、アフリア (Afrania) にいたって醜業のため、テオドシウス帝が禁令を加えたとする。ほかにも、遡る余地はあるが、近代とは無関係なことから、本稿では、立ち入らない。

剖学、物理学などであった。当時も、いまだ諸学が哲学から分離する前であり、とくに物理学は哲学の一部(自然哲学)であった。上記のベティシア・ゴツアディーニと同じボローニアの生まれで、父親は法律家であった⁵⁾。ボローニア関係の女性教授が多いことは、当時のボローニア大学とルネサンス期イタリアの自由な空気が反映されている。

ほぼ同時代人のマリア・アグネシ(Maria Gaetana Agnesi, 1718.5.16-1799.1.9)は、数学者であり、父(Pietro Agnesi)も数学者であった。1748年に、教皇ベネディクト14世から、ボローニア大学の教授に任命された(封建法上、ボローニアは教皇領に属する)。ただし、彼女は実際に大学で教えたことはなかった⁶⁾。

称号としての「教授」は、今日でもヨーロッパには広く存在し、「名誉博士」と同様に用いられる。学問的な称号ではないから、比較的自由に付与される(非常勤講師を務めた裁判官などに付与されることが多い。無償の教授職に用いられる場合もある)。たとえば、お雇い外国人のモッセ(Isaac Albert Mosse, 1846.10.1-1925.5.31)は、日本から帰国後に高裁裁判官となり、ケーニヒスベルク大学でも、民訴法と商法を教えたことから、1903年に名誉学位をえて、1904年に同大学の民訴法と商法の名誉教授の称号をうけた。

5) ラウラについても、ふれたことがある。Chisholm, Bassi, Laura Maria Caterina, *Encyclopedia Britannica*, 11th.ed., 1911; Ceranski, *Die Physikerin Laura Bassi (1711-1778)*, 1996; (Kleinert), *Kurzbiographie*, Uni-halle.de 拙著(前注2)) 437頁。Vgl. Rüegg, *Geschichte der Universität in Europa*, II, S.242; III, S.120f.; IV, S.170 (注58)。

6) Kleinert, *Maria Gaetana Agnesi und Laura Bassi - zwei italienische gelehrte Frauen im 18.Jahrhundert*(<http://www.physik.uni-halle.de/Fachgruppen/history/agbas.htm>); Barrow-Green and Gray, 1999 *Anniversaries*, *European mathematical society newsletter* No. 31, 1999, p.18; Pusch und Gretter (hrsg.), *Berühmte Frauen : dreihundert Porträts*, 1999 (2002)。

II 近代以降の教育、大学と学位

1 近代思想

(1) 一般的な女子教育の思想は、フェヌロン (François de Salignac de la Mothe Fénelon, 1651-1715) の「女子教育論」(1687) や J. J. ルソー (Jean-Jacques Rousseau, 1712-1778) の「エミール」(1762) に遡る。ルソーは、性に関係のないあらゆる点において、女性は男性と同じであるとし、その教育の重要性についても指摘している。より古くは、ルネサンス・ヒューマニズムの観点から、トマス・モアが、女子教育に努力した例があり、イギリスの女子教育の発展に寄与した。こうして、女子の初等教育は、19世紀末までに先進国では比較的早くに普及したが、女子の高等教育の普及は遅れた。

ドイツでは、早くに 1850 年に「全ドイツ女性の教育協会」(Allgemeiner Bildungsverein deutscher Frauen) の Emilie Wüstenfeld のイニシアティブによって、ハンブルクにおいて、女性のための大学の設立の運動が起こされた。これは、一般的な教育のほか、女性教師になるための職業向けの教育をも求めていた。また、1865年には、「全ドイツ女性協会」(Allgemeiner Deutsche Frauenverein, ADF) が、ライプチヒに設立された。1877年からは、女子高等教育のための請願が議会に対して行われ、1889年には、Helene Langeによって、ベルリンで、女性のための実務コース (Realkurse für Frauen) が開設された。1890年には、「全ドイツ女性教師協会」(Allgemeiner Deutsche Lehrerinnenverein) がベルリンに設立された。1891年には、ライヒ議会で、女子教育のための審議が初めて行われた。1894年には、女性運動の34団体が統合され、「ドイツ女性協会連盟」(Bund Deutscher Frauenvereine, BDF) が設立された。その運動の中心課題は、教育問題であった⁷⁾。

7) von Soden, Auf dem Weg in die Tempel der Wissenschaft, Durchsetzung des Frauenstudiums im Wilhelminischen Deutschland, S.617, in Gerhard (hrsg.), Frauen in der Geschichte des Rechts, 1997, S.631. 本文の諸団体については、

(2) 女子の高等教育が本格的に普及したのは、第二次世界大戦後であり、とくに20世紀の後半であった。その中で、比較的早かったのは、19世紀半ばのアメリカやイギリスである。ヨーロッパ大陸諸国ではやや遅れ、スイスでは、1865年から、とくにチューリヒ大学の取り組みが早い。スイスの女性参政権は、1993年まで遅れたが、教育については比較的早かったのである。ちなみに、女性参政権が承認されたのは、アメリカで1920年(一部の州では1869年から)、ドイツで、1918/19年、フランスで1944年、日本は、戦後の1945年であった⁸⁾。高等教育と必ずしも軌を一にするわけではない。

Röwekamp, Juristinnen, Lexikon zu Leben und Werk, 2005にも、かなりの記述がある(S.451ff)。

女性の公務への進出については、Kling, Die rechtliche Konstruktion des <<weiblichen Beamten>>, Frauen im öffentlichen Dienst des Großherzogtums Baden im 19. und frühen 20. Jahrhundert, in Gerhard, a.a.O.(前注7)), S.600. とくに、初頭教育における女性教師の職は進出の早い分野である。Ib.S.606. これは、育児の延長という意味をもっていたからである。古い時代では、エラスムスが子女の教育に努力したことは、ヒューマニズムの実験として評価され、イギリスの女子教育の発展に寄与したとされる。

- 8) 女性参政権の変遷については、Floßmann, Die beschränkte Grundrechtssubjektivität der Frau, Ein Beitrag zum österreichischen Gleichheitsdiskurs, in Gerhard, a.a.O.(前注7)), S.293, S.305ff.; Gerhard, Grenzziehungen und Überschreitungen, Die Rechte der Frauen auf dem Weg in die politische Öffentlichkeit, in Gerhard, a.a.O.(前注7)), S.509, S.539ff.

オーストリアについて、Bader-Zaar, Bürgerrechte und Geschlecht, Zur Frage der politischen Gleichberechtigung von Frauen in Österreich, 1848-1918, in Gerhard, a.a.O.(前注7)), S.547. 他のラントでも、1890年代に、ハイデルベルク大学やハレ大学、ライプツヒ大学において、女子の聴講生が認められた。ただし、担当教授の許可を必要とした。そのため、後注19) のフィルヒョーのような例が生じたのである。

2018年は、ドイツの女性参政権から100年であり、各種の催しがみられた。連邦司法省でも、BMJ, 100 Jahre Frauenwahlrecht, 2017.7.27; BMJ, „100 Jahre Frauenwahlrecht. Ziel erreicht! …und weiter?“ 2017.7.27.

アメリカの著名な著述家のヘレン・ケラー(1880-1968年)は、1904年にラドクリフ女子大を卒業し、1930年代に、人文学や法学の博士号を授与されている。アメリカでは、大学だけではなく、ロースクールでも女性解放が早く、イェール・ロー

ちなみに、女子の大学教育が肯定されたのは、ヨーロッパでは以下のような順序であった（初期のものに限定する）。おおむね北欧が早く、大学の発祥の早い南欧では、イタリアを除き、むしろ遅い⁹⁾。大陸の中央部でも、かなり遅れる。

- a. スウェーデンで1870年。
- b. フィンランドとデンマークで1875年。
- c. ベルギーとイタリアで1876年、オランダで1878年。
- d. ノルウェーで1884年。

(3) 中央ヨーロッパでは遅れ、プロイセンでは、1886年においても、大学では女子教育の禁止が一般であった。そして、当時、ドイツ（ビスマルク帝国）内の21の大学のうち、プロイセンには、10大学が属していたのである（グライフスヴァルト、ケーニヒスベルク、ハレ、ブレスラウ、ベルリン、ボン、1860年代以降にキール、ゲッチンゲン、マールブルク、ミュンスター）。古い慣習や学問へのタブーのほか、当時の大学の学生の60%以上が教養層や貴族の子弟であったこと、生業としての学問との齟齬や教育の独占などが理由とされる。

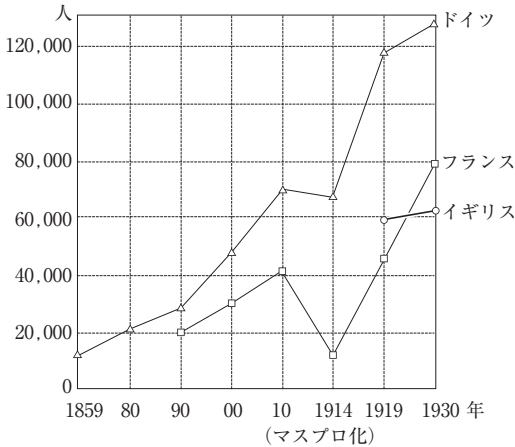
制限が打破されるには、政治的な活動のほか（女性団体Allgemeiner Deutscher Frauenverein, Frauenverein Reformによる請願運動、ライヒ議会での審議は1891年であった）、一般的な学生数の増加も必要であった。そして、変化は、ようやく世紀末に決定的となったのである。すなわち、1859/60年には、1万1901人であった学生数は、1889年には、2万9011人になり、さらに、第一次世界大戦前の1914年には、6万0255人となったからである。その中には、学生数1万人にもなるベルリン大学のようなマスプロ大学も登場した¹⁰⁾。

スクール (LS) は、1918年に、女子学生をうけいれている。連邦最高裁で最初のヒスパニック系女性裁判官のソトマイヨールの自伝・私が愛する世界（2018、長井篤司訳）246頁にも言及がある。原著は、Sotomayor, My Beloved World, 2013. である。

9) von Soden, a.a.O.(前注7)), S.621.

10) マクミラン世界歴史統計 I(ヨーロッパ篇 <1750-1975>、1983年) 805頁以下参照。ただし、1万人であっても、これは学生数の総体であるから、卒業までに5

大学の学生数の変遷 (19世紀後半から20世紀初頭まで)



(4) 19世紀末の1896年に、プロイセンの大学では、女子が聴講生(Hospitantin)となることが認められた¹¹⁾。そして、1900年に、バーデンで、女子の大学入学が許可された。後者は、完全な入学資格であり(volle Immatrikulation)、1903年に、同じ南ドイツのバイエルンがこれに続いた。今日では保守的と思われる南ドイツにおいて比較的早いのは、スイスの影響による(スイスでは、1868年にベルン大学で女子の入学が認められた)¹²⁾。中部ドイ

学年かかるとすれば、1学年では2000人にすぎない。第二次世界大戦後のマスプロ教育とは程度が異なる。

- 11) von Soden, a.a.O.(前注7), S.628, S.631.また、1897年に、A.Kirchhoff, Die akademische Frau が出版された。これは、100人以上の大学教授、女子学校の教師、芸術家などに、女子教育に関するアンケートをしたものである。
- 12) 入学許可者は、ドイツ人女性の Emestine Schröer であったが、実際に入学したか詳細は不明である。実際に入学したのは、1870年にプーシキンの子の姪の Catharina Gontscharoff であった。ただし、彼女は特例によった。通常の手続による入学では、1872年に、Anna Galvis-Holzが最初の女子学生であり、卒業もしている。さらに、医学の学位をえて、故国コロンビアに帰り、故国で最初の女医となった。ほかに、1870年代から80年代にかけて、ロシア女性が医学部に入学している。ベルン大学で最初の女性教授は、戦後の1964年の税法学者の Irene Blumenstein-Steinerであった。Die Pionierinnen der Universität Bern, 1870

ツのザクセンでは1906年、チュービンゲンで1907年であった。プロイセンでは遅れて、ようやく1908年に女子の大学入学が正式に認められたが、講義や分野によっては、大臣の許可が必要であった。また、工科大学では1909年であり、農学では1919年まで遅れた。

1905年に、プロイセンでは、高等教師国家試験への女性の受験も認められた¹³⁾。しかし、法律学の分野は遅れた。法律学の国家試験への受験が認められなかったことと、ドイツには、大学固有の法律学の卒業資格がなかったことから、卒業資格に相当するものは、学位の取得しかなかった。そして、実務法曹への道も閉ざされていた。バイエルンでは、第一次国家試験の受験のみが認められていたが、司法研修と第二次国家試験の受験は認められていなかった。そこで、就職先は、完全法律家としての資格のいないジャーナリスト、法律事務所や会社の補助職や、学校に限られたのである。

2 女性に対する後見制

(1) 女性に対する後見制と教育は必ずしも連動するものではないが、女性解放の指標としてかなり関連していることから、後見制の地域的な状況を掲げる。分野による規制の多様なことを示すものでもある。

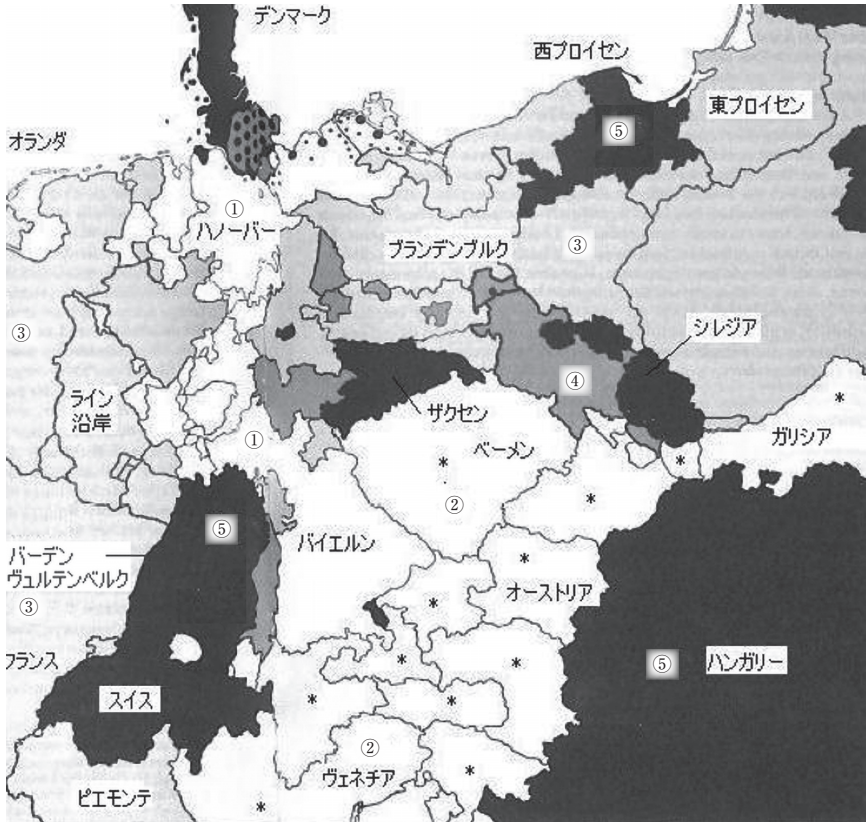
①もっとも解放の進んだのが、ドイツ中央部の普通法的地域である(ハノーバーからバイエルンの白い部分)。ナポレオンの没落した1815年の状況であり、復古体制の開始前である。ここでは、女性は解放され、婚姻の有無にかかわらず、後見は不要であった。バイエルンは、女性解放については、先進的であった。ナポレオン体制の下では、コード・シヴィルが適用されたが、それ以上に先進的である。

②次は、女性解放が行われたが、補助的な後見制が残った地域である。これは、*で示したオーストリア・ハンガリー帝国のオーストリア側の地域である。

(http://www.uniarchiv.unibe.ch/unibe/generalsekretariat/uniarchiv/content/e3558/e3559/e3569/GeschichteFrauenweb__ger.pdf).

13) von Soden, a.a.O., S.632. スイスの女性法律家につき、Juristinnen in der Schweiz (Vorwort Pfammatter), 2014.

女性に対する後見制(1815年当時)の分裂



バーメンから、オーストリア、ヴェネチアにまで及ぶ。

③さらに、独身女性は解放されていたが、婚姻すると夫の後見に服した地域がある。これは、プロイセンからフランスまで広い範囲をカバーしている。オランダ、ライン沿岸もこれである。コード・シヴィルの構成であり、またその限界でもあった。

④では、独身女性は解放されていたが、訴訟手続ではそうでなく、また婚姻すると夫の後見に服した。これは、下シレジアとチューリンゲンの一部など、比較的狭い地域でみられた。

⑤いまだに女性解放がされていない地域は黒の部分である。オーストリア帝国のハンガリー地域、ザクセン、バーデン・ヴュルテンベルク、スイス、デンマークなどにみられる。ロシアも同様である。スイスやバーデン、ヴュルテンベルクは、この時期には、かなり後進的である (Holthöfer, Die Geschlechtsvormundschaft, Ein Überblick von der Antike bis ins 19.Jh., (hrsg.) Gerhard, Frauen in der Geschichte des Rechts, von der Frühen Neuzeit bis zur Gegenwart, 1997 (S.435f.)。スイスでも、ジュネーブのみは早い (【変容】 350頁、注1参照)。

(2) 中世末期の16世紀には、フランク法やバイエルン法の領域では、女子後見は衰退し、未婚女子と寡婦については、早くからその制限は撤廃されていた。ただし、その場合でも、不動産相続や訴訟能力には制限があり、他人の後見人になることも認められなかった。女性の後見も、古くは当然に近親の男性によって行われたが、後期には女性自身が後見人を選任することも可能となった (Fehr, Die Rechtsstellung der Frau und der Kinder in den Weistümern, 1912, 54, 64fg)。

また、中世法は、妻の無能力を特徴とするが、例外的に、営業を営む妻は、任意にその財産を処分し、債務を負担し、訴訟もできることになった。商人法の適用のある場合も同様であった。ギルドやツunftの構成員となる女性もいたからである (Goldschmidt, Universalgeschichte des Handelsrechts, 1.Lieferung, 1891, S.245)。制限行為能力者に対する営業に関する特例は、女性に対する制限の撤廃後、今日では、未成年者にだけ残されている (日本法でも、民6条1項参照)。

3 専門職への進出

(1) スイスではやや早く、エミリー・ケンピン・シュピリ (Emilie Kempin-Spyri, 1853.3.18-1901.4.12) は、1883年の夏学期に、スイスの法学部最初の女子学生としてチューリヒ大学に入学した。1887年に、学位をえて、近代ヨーロッパでは最初の女性の法学博士となった。しかし、チューリヒ (州・カントン) には、女性の司法研修を可能とする積極的市民権がなかったことから、弁護士

資格はえられなかった。

1891年に、彼女は、教授資格・ハビリタチオンを取得するためにチューリヒ大学に戻り、特例として法律の授業のための講義資格 (Venia Legendi) を取得した。女性として最初に、ハビリタチオンを取得したことになる。生涯、彼女は、教育職だけではなく、実務職としての弁護士資格を求めたが果たさなかった。女性運動家として、女性の解放 (Frauenemanzipation) のための活動や講演をした。その活動はスイスに限られず、1896年には、ベルリンにも訪れ、ドイツの女性運動家から歓迎された。おりからドイツ民法典の第二草案がライヒ議会に上程されている時期であり、民法典を通じた女性の地位向上を目指す女性運動には一定の影響を与えたものと考えられる¹⁴⁾。

1898年に、アンナ・トゥマルキン (Anna Tumarkin, Anna-Eser Pawlowna Tumarkina, 1875.2.16-1951.8.7) は、ベルン大学で、スイスで最初の正式なハビリタチオンをえた (哲学)。彼女は、ユダヤ系ロシア人の学者であり、1906年に、最初の <名誉> 教授に (Honorarprofessorin)、1909年に、女性として最初の員外教授となった。彼女は、近代教育で誕生したヨーロッパで最初の女性教授となった (1921年に、スイスの国籍をえた)¹⁵⁾。

14) エミリー・シュピリについても、ふれたことがある。〔体系〕(前注1) 437頁。Röwekamp, a.a.O.(前注7) S.173ff.; Berneike, Die Frauenfrage ist Rechtsfrage, Die Juristinnen der deutschen Frauenbewegung und das bürgerliche Gesetzbuch, 1995, S.81ff.; Yashiki, Emilie Kempin-Spyri 1853-1901). Eine Skizze des Lebens und Werkes der Ersten promovierten Juristin Europas, Hitotsubashi Journal of Law and Politics 33 (2005), S. 7ff. 34 (2006), S.45ff.; Hasler: Die Wachsfügel-frau, Geschichte der Emily Kempin-Spyri, 1995; Hattenhauer, Das BGB in der Zeitung, Fests. f. Hadding, 2004, S. 57ff., S.67. エミリーは、女流作家 Johanna Spyri の姪であった。ヨハンナは、アルプスの少女ハイジ (1880/81年) の作者である。

15) ベルン大学は、そのホームページ上に、トゥマルキンを記念したサイトをおいている。Die Pionierinnen der Universität Bern, 1898 (a.a.O.(前注12)). 写真も付されている); Freitag, der 13. und die Professorin, UniPress 139/2008 (http://www.kommunikation.unibe.ch/unibe/rektorat/kommunikation/content/e80/e1425/e4697/e6707/e6822/linkliste6827/up__139__s__16__meuli.pdf); Dick/Marina Sassenberg (hrsg.), Jüdische Frauen im 19. und 20. Jh., Lexikon zu Leben und Werk, 1993. なお、Grosse jüdische National-Biographie : mit mehr als 8000

(2) ドイツでは、先行したのは、医学の分野である。1754年に、ドロテア・エルクスレーベン (Dorothea Christiane Erxleben, 1715.11.13-1762.6.13) が、早くにハレ大学で医学の学位をえた (Quod nimis cito ac iucunde curare saepius fiat causa minus tutae curationis, *Academische Abhandlung von der gar zu geschwinden und angenehmen, aber deswegen öfters unsichern Heilung der Krankheiten*)。彼女は、ドイツでは最初の女性の学位取得者であった (専門は医学)。彼女は、牧師の Johann Christian Erxleben(1697 - 1759) と結婚し、4 人の子どもを生んだ。その子らの中には、法律学者でマルブルク大学教授の Johann Heinrich Christian Erxleben(1753- 1811) もいる¹⁶⁾。また、1787年に、ゲッチング大学は、国法学の教授 (August Ludwig von Schlözer) の娘の Dorothea von Schlözer(1770.8.18-1825.7.12) に、学位論文な

Lebensbeschreibungen namhafter jüdischer Männer und Frauen aller Zeiten und Länder : ein Nachschlagewerk für das jüdische Volk und dessen Freunde (S. Wininger), 1979. ベルン大学へのロシア女性の入学には、前注12) のような歴史があった。その後も、多数の留学生が続いたのである。

16) Buchheim, Erxleben, Dorothea, NDB, Bd. 4 (1959), S. 637f. 父 (Christian Polykarp Leporin, 1689- 1747) も医者であり、1741年に、フリードリヒ大王 (位 1740-1786) に娘の学位取得を直訴したのである。もっとも、学位は、王の干渉によって与えられたものではなく、通常の手続によるものであった。物理学者でゲッチング大学教授の Johann Christian Polycarp Erxleben(1744-1777) は、彼女の息子である。Vgl.Lommel, Erxleben, Johann Christian Polykarp, ADB 6 (1877), S.335.

この法律学者となった息子は、1778年に、ゲッチング大学で学位をえて、私講師となり、1783年に、マルブルク大学で正教授となった。専門は、ローマ法と刑法、教会法であった (*Principia de iure pignorum et hypothecarum*; 1779; *Potestas criminalis circa frequentiam delictorum in disceptationem vocata*, 1789 などの業績がある)。Vgl.Steffenhagen, Erxleben, Johann Heinrich Christian, ADB 6 (1877), S.335. 屋敷二郎「二人のドロテア」一橋論叢123巻4号 635頁以下参照。

なお、学位ではないが、1733年に、Wittenberg大学は、Christiana Mariana von Zieglerに、桂冠詩人 (poeta laureatus) の称号を与えた。ドイツの大学では女性に対する最初の学問的な名誉称号であった。Doktorには、当時まだ女性形がなかったのである (DoktorinやProfessorinは、それぞれ博士夫人や教授夫人にすぎない)。

しに、口述試験によって学位(哲学)を与えた(Frau Doktor)。

さらに、1815年に、ギーセン大学は、レギナ・シーボルト(Regina Josepha von Siebold, 1771.12.14-1849.2.28)に、助産学で名誉博士号を与えた(Ehrendoktor)。正式の講義に参加できないことから、カーテンの影から非公式に学んだ結果ともいわれるが、おもな指導は、医師である義父からの講義であった。エルクスレーベンからは半世紀も経過している。1817年に、レギナの娘のシャーロッテ・シーボルト(Marian Theodore Charlotte Heidenreich von Siebold, 1788.9.12-1859.7.8)も、ギーセン大学で、医学博士の資格をえた(助産学)。これらの場合に、女性は大学に制度的には入学できなかったのも、彼女は大学の正式な課程外で非公式に教育をうけたのである。以上は、いずれも、個人的な資質から例外的に、女性が私的に教育をうけ、それに学位が与えられた例である。

そして、シャーロッテは、母とともに当時の著名人の出産を担当し、1818/19年には、コーブルクの公妃、のちのケント公妃の出産にも関与した(公妃は、のちのヴィクトリア女王(1819-1901)の母である。ヴィクトリア自身はイギリスで生まれた)¹⁷⁾。ケント公妃の家系は、ザクセン・コーブルクの小領主であった(エルンスト系ザクセン公家の1つ【変容】375頁)。

このシーボルト母娘は、江戸時代に来日した(Philipp)シーボルトの縁戚

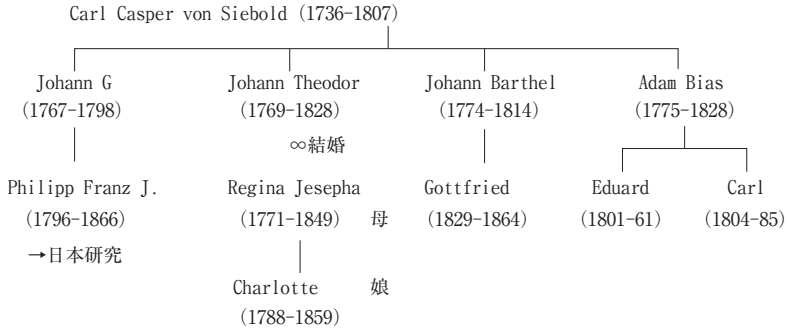
17) シーボルト母娘については、Hecker, Heidenreich, Marian Theodore Charlotte, ADB, Bd 11 (1880), S.301f.; Lauer, Heidenreich genannt von Siebold, Henriette Charlotte Theresia, geb. Heiland, NDB, Bd. 8 (1969), S.249 f.

日本でも、産婆は古くから女性の職業であり、江戸時代に来日したシーボルト(Philipp Franz Balthasar von Siebold, 1796-1866)の娘イネ(1827-1903)は、医学・助産の先駆者であるが、これは当時公的な資格が不要だったからであり、1875年の医術開業試験にも、旧弁護士法と同様に男性要件があった(1884年に女性にも開放)。Gerabek, Siebold, Philipp Franz Balthasar, NDB 24 (2010), S.329ff.; Siebold, Alexander Freiherr von, Siebold, Philipp Franz Jonkheer von, ADB 34 (1892), S.188ff.

Buchner (hrsg.), Festschrift zum 350 jährigen bestehen der Universität, Aus der Vergangenheit der Universität Würzburg, 1932, S.522 (12. Die Academia Sieboldiana).

であり、日本とも無縁ではない。ヴェルツブルクの著名な医師の家系であった（Regina Jesephaは再婚、Charlotteは、前婚の娘であった）。母娘ともに、義父（Philippの祖父Carl）の講義をうけたのである。

シーボルトの家系 ∞



(3) これらの例が、いずれも私的な教育によったことから、その後も、女子の一般的な教育は必ずしも継続せず、かなり遅れている。事例ごとに半世紀以上もの間隔があるのは、こうした非制度的な資質や家系だけによった結果である。18世紀の末から19世紀の前半が長い空白期である。啓蒙の影響は、18世紀中頃までに限定され、フランス革命の影響も限定的だったといえる。しかも、選挙権にみられるように、人（男性）の平等が先行し、男女の平等は後回しにされた。啓蒙やフランス革命の精神も、男女差別を前提としていたのである（生物学的な区別の広い適用を当然のこととした）。

オーストリア・ハンガリー帝国では、1878年から、女性が制度上も聴講生として認められ、1897年から、まず、哲学、医学の勉強が認められた（ただし、法学部への入学が認められたのは、1919年であり、同時に司法研修も可能になった。第一次世界大戦が転機である）。ドイツでも、1891年に、ライヒ議会で、女性に関する分野（産科や女子教育）で認められるとされ、1899年には、一般的に聴講生として認められた。しかし、多くの国で、女性の大学入学が許可されたのは、20世紀初頭まで遅れた¹⁸⁾。

18) von Soden, a.a.O.(前注7)), S.631.

(4) 女性の進出した分野には、かなりの偏りがみられる。医学、助産学のような女性固有とされる領域に関する分野が早い。ベルリン大学では、著名な病理学者のフィルヒョー (Rudolf Ludwig Carl Virchow, 1821.10.13-1902.9.5) の息子フィルヒョー (Hans Virchow, 1852-1940、解剖学者) が、女性のための特別予備コースを設置した。これは、正式な解剖コースでは、女性の参加が拒否されていたからである。父フィルヒョーは、細菌学者のコッホ (1843-1910) や消毒法のセンメルヴェイス (Semmelweis, 1818-1865) のライバルとしても著名である (政治的にはビスマルクの政敵でもある)¹⁹⁾。また、1897年には、ガブリエレ・ポッサナー (Gabriele Possanner, 1860.1.27-1940.3.14) は、オーストリアで最初の女性医師となった (ただし、教育をうけたのは、スイスのジュネーブとチューリヒであり、スイスで学位をえて、1894年に国家資格もえて帰国したのである)²⁰⁾。

ドイツでも、医学が先行した。マチルデ・ワグナー (Mathilde Wagner, 1866-1940) が、1901年に、フライブルク大学において、医学では女性として最初の学位をえた。また、ドイツで最初の女性の学位取得 (通常のコースにおいて) は、エルザ・ノイマン (Elsa Neumann, 1872.8.23-1902.6.23) が、ベルリン大学で 1899 年に物理の学位をえた例である²¹⁾。

1899年には、ドイツの議会は、女性に医学の国家試験の受験を認めた。法律職の国家試験の受験が認められたのが、ようやくワイマール期の 1919 年であったのに比較すると、20年も早い。

19) Lennig, Petra, Virchow, Rudolf, NDB(2016), S.822ff.; DBE 10 (1999), 213.

父フィルヒョーは、著名な病理学・衛生学者であり、細菌学者のコッホの論敵として有名であり、保守的な論客と位置づけられる。公衆衛生の改善を唱え、ベルリンの上下水道の改善にも貢献。Hobrechtの計画を支持した。独法122号62頁参照。息子は、のち医事顧問官、ベルリン造形芸術大学の教授 (解剖学)。Vgl. Buchner, a.a.O.(前注17)), S.642ff., S.647; DBE 10, 213.

20) Jantsch, Possanner von Ehrental Gabriele Freiin. ÖBL(Österreichisches Biographisches Lexikon 1815-1950). Bd. 8 (1983), S.222.

21) Vogt, Elsa Neumann - Berlins erstes Fräulein Doktor, 1999; von Soden, a. a.O.(前注7)), S.631.

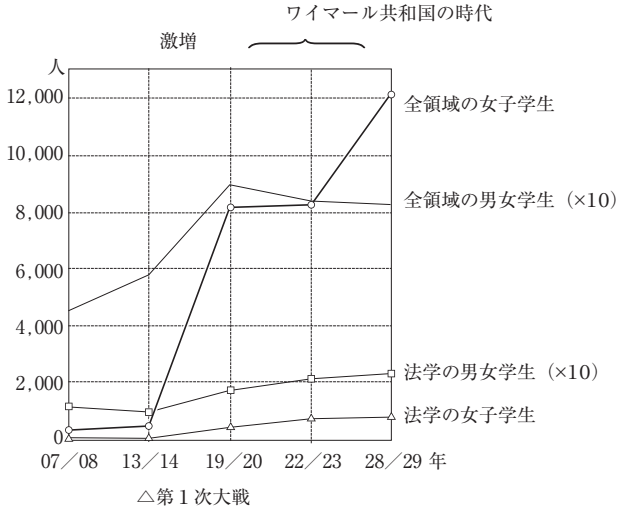
(5) 学生数の増加は、19世紀末からの現象であるが、20世紀になっても微増にとどまる。爆発的な増加、とくに女子学生数のそれは、兩次の世界大戦を契機とする。まず転機となったのは、第一次世界大戦である。第一次世界大戦中に、大学の学生数が増加したが、その中でも、女子学生の増加は、18倍にもなった。法律学の女子学生数でも、10倍程度になる。この差は、他の領域での女子学生数の増加がよりいちじるしかったことを意味する。その詳細については立ち入らない。現在でも、学問分野による相違は、なおみられる（後述27頁グラフ）。もっとも、法学分野では、男女の学生数の差は、現在ほとんど存在しない。

また、1920年代の末まで（ワイマール共和国の期間）の、より長期的な観点からみると、第一次世界大戦後の10年間に、男女の総計での増加率は、ほぼ横ばいか（8%減）、法学でも微増（3割増）にとどまったのに対し、全領域の女子学生の数は、48%増、法学の女子学生の数は、77%増にもなった。すなわち、男子学生の数では、第二次世界大戦後の激増に比して、1928/29年には、全領域ではむしろ微減したのに対し、女子学生だけは一貫して（全領域、法学ともに）増加したのである²²⁾。ワイマール共和国の時代の教育の民主化と両性の平等の観点によるものである。この傾向は、1933年のナチスの政権掌握まで続いた。なお、第二次世界大戦後の大学の大衆化については、別の機会にふれたので、本稿では、あまり立ち入らない。

22) Roesner, Justizstatistik, DJZ 35 (1930), Sp.84, 87.前注10)の統計とは必ずしも一致しない点があるが、これは統計のとり方の相違による（Roesnerの統計は、専門大学の学生数が算入されていない。もっとも、当時、法学の専門大学はなかったため、法学分野には関係がない）。

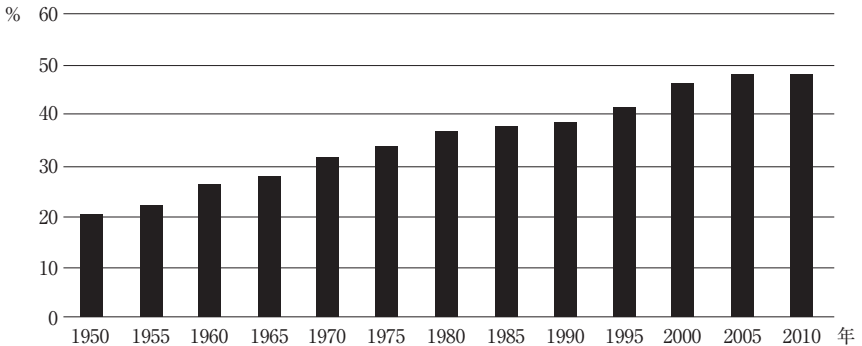
女性法律家と専門職(小野)

学生数、女子学生数の推移



第二次世界大戦後の女子学生の割合の増大は、以下のグラフのとおりである。キール大学の例であるが、おおむねどの大学でも近似している。1950年には、20%に達し、1970年には30%を、1995年には4割を超えた。近時は、ほぼ50%に達している。法学部では女子数の方が多いことも、まれではない。ただし、学部によりかなり差異がある。多くの点で、わがくと似ている。

女子学生の割合 (キール大学、1985年までは旧西ドイツ)



III 女性のハビリタチオン、教授職

1 ハビリタチオン (教授資格)

(1) 大学での職は、必ずしも医学分野に限定されない。1883年に、ストックホルム大学では、ドイツ・ロシア系のソフィア・コヴァレヴスカヤ (Sofja Kowalewskaja, 1850.1.15-1891.2.10) は、博士やハビリタチオンの試験を受ける権利を獲得し私講師となり、1884年に、世界初の数学の女性教授となった(当初5年の期限)。女性教授は、Laura Bassi(1711-1778) や Maria Gaetana Agnesi (1718-1799) 以来のことであった²³⁾。

また、ユダヤ・ロシア系のリナ・シュテルン (Lina Solomonowna Stern, 1878.8.26-1968.3.8) は、ジュネーブ大学で医学を学び、1903年に博士、1918年に員外教授となり、ジュネーブ大学で生理医学講座をもった²⁴⁾。同じくユダヤ系のエリーゼ・リヒター (Elise Richter, 1865.3.2-?) は、1907年に、ウィーン大学で、ローマ文献学でハビリタチオンを取得したが、当初は、無給の私講師、ようやく1921年に、員外教授となったのにとどまり、正教授にはならなかった(ロマン語学)。1929年に、インスブルック大学に移った²⁵⁾。

23) Tuschmann, Sofia Kowalewskaja, Ein Leben für Mathematik und Emanzipation, in Lebensgeschichten aus der Wissenschaft, 1993.

24) Dreifuss, Lina Stern(1878-1968), Physiologin und Biochemikerin, erste Professorin an der Universität Genf und Opfer stalinistischer Prozesse, Schweizerische Ärztezeitung, Bd.86 (2005), Nr.26, S.1594ff.; Lexikon des Judentums. Bertelsmann Lexikon-Verlag, 1971.

25) Hausmann, Richter, Elise, NDB, Bd. 21 (2003), S.525f.; Elsen, Elise Richter, Ein kleiner biografischer Essay zu Ehren einer großen Wissenschaftlerin, in Die Universitaet-Online.at.(Online-Zeitung der Universität Wien). なお、ウィーン大学には、彼女にちなんだプログラムや奨学金がある (Hertha-Firnberg- und Elise-Richter-Stipendium für die Universität Wien, <http://mediportal.univie.ac.at/uniview/forschung/detailansicht/artikel/hertha-firnberg-und-elise-richter-stipendium-fuer-die-universitaet-wien/>)。

(2) ドイツでは、1918年に、女性が私講師となることができるようになり、バルト・ドイツ系のマルガレーテ・ウランゲル (Margarete von Wrangell, 1877.1.7-1932.3.21) は、1909年に、チュービンゲン大学で、学位をえて (化学)、同年、Dorpat 大学 (エストニア。現在の Tartu) の助手となった。その後、シュトラスブルク、パリなどで仕事をし、1918年に、彼女は、ホーエンハイム農業専門大学 (Hochschule Hohenheim) でハビリタチオンを取得し、1923年に、そこで、ドイツ初の女性の大学正教授となった (農業化学)²⁶⁾。同年、マチルデ・フェルティング (Maria Johanna Mathilde Vaerting, 1884.1.10-1977.5.6) も、イエナ大学で正教授となった (教育学で初)。プロイセンの大学で、一般的に女性のハビリタチオン取得が可能となったのは、ワイマール期の 1920 年であった (それ以前は例外的にのみ許可)²⁷⁾。

もっとも、1921年に、ゲルトルード・クラインヘンペル (Gertrud Kleinhempel, 1875.12.25-1948.2.29) は、Bielefeldの技術学校で (Handwerker- und Kunstgewerbeschule Bielefeld)、繊維コースの教授の称号をえている。同校は大学ではなかったが、プロイセンで、女性が教授の称号をえた最初の例であった²⁸⁾。

26) M. Schmitt, Margarethe von Wrangell, in Pionierinnen des Landbaus (hrsg.) Inhetveen und M.Schmitt, 2000, S.75ff.

27) von Soden, a.a.O.(前注7)), S.632; Wobbe, Ein Streit um die akademische Gelehrsamkeit, Die Berufung Mathilde Vaertings im politischen Konfliktfeld der Weimarer Republik. 1991.

28) Renda (hrsg.), Gertrud Kleinhempel, Künstlerin zwischen Jugendstil und Moderne : 1875 - 1948, 1998.これは、1998年の特別展示の記録である (Historischen Museum der Stadt Bielefeld vom 6. September bis 22. November 1998)。

また、Maria Gräfin von Linden (1869-1936) は、ヴェルテンベルク王国の大臣であった大伯父の援助で、1891年に、女性として始めて同国で最初のギムナジウムの卒業資格をえた。国王の許可をえて、チュービンゲン大学で数学、物理、動物学を学んだ。1895年に、自然哲学の学位をえて、1899年から、ボン大学の助手となった。ハビリタチオンを取得し、肩書だけの一代教授 (persönliche Titularprofessur) となり、講義はもたなかった (研究と演習だけ)。人や動物の寄生虫学、細菌学、化学療法などを研究した。1933年に、64歳で、定年を強制され、1936年に、リヒテンシュタインで亡くなった。種々の限定付であるが、ボン大学

2 教授職への進出

(1) 法律の分野では、後述のフィケンチャー (Gertrud Schubart-Fikentscher, 1896.12.23-1985.3.24) が最初の女性教授となった(1948年、ドイツ法史、ライプチヒ大学、DDR)。ただし、旧東ドイツの例である。

ドイツ(連邦共和国、西ドイツ)では、アンネ・エヴァ・ブラウネック (Anne-Eva Brauneck, 1910.12.9-2007.3.6) が最初の例である。アンネ・エヴァは、1910年にハンブルクで生まれた。ハイデルベルク大学で学び、ラートブルフ(1878-1949)のゼミナールに属した。1936年に、ハンブルク大学の Rudolf Sieverts(1903.11.3-1980.4.28)の下で学位をえた(Pestalozzis Stellung zu den Strafrechtsproblemen, 1936)。1937年に、第二次国家試験に合格したが、ナチス政権下で女性の司法職の道がとざされていたことから、ハンブルクで警察関係の仕事につき、少年犯罪の問題を研究した。1945年に、ジャーナリストの活動。またハンブルク大学の Rudolf Sievertsの下で助手となり、1959年に、ハビリタチオンを取得した(Die Entwicklung jugendlicher Straftäter, 1961)。しかし、ハンブルク大学には、まだ刑事学の独立した講座はなかった(刑法および刑事補助学)。1965年に、ギーセン大学の「刑法および刑事学」の講座をうけもった(後に、「刑事学および刑事政策」に改称)。(西)ドイツの法学部で最初の女性正教授となった。1976年に、定年。2007年に Lich(ヘッセンのギーセン郡)で亡くなった。96歳であった。

上述の学位論文、ハビリタチオン論文のほか、Kriminologie der Sexualdelikte. 1970; Allgemeine Kriminologie, 1974; Fühlen und Denken 1997 などがある²⁹⁾。彼女に対する90歳を記念する論文集 (Fühlende und denkende

では最初の女性教授とされている。Vgl. Universität Bonn, Die Namenspatrone der Veranstaltungsräume und Apartments, 2010, S.21.

29) Vgl. Kreuzer, Zum Tod von Anne-Eva Brauneck, Monatsschrift für Kriminologie und Strafrechtsreform 90, 2007, S.351f.; Röwekamp, a.a.O.(前注7)) S.61ff.; Who's who im deutschen Recht, 2003, S.77. ブラウネックについては、ラートブルフとの関係で簡単にふれたことがある。拙稿「ドイツの連邦裁判所 (BGH) と連邦司法」判時2265号3頁、15頁注32) 参照。

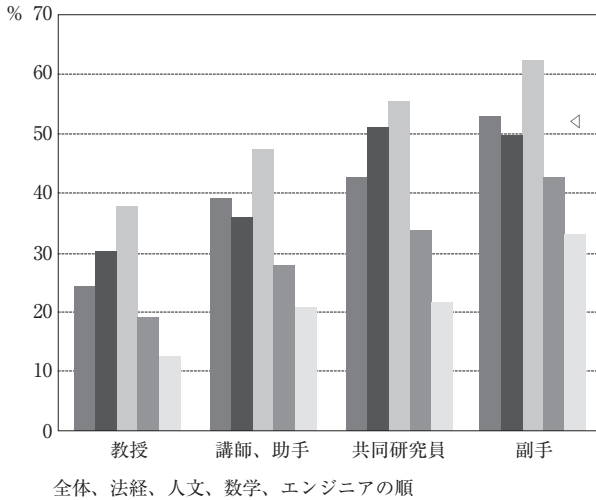
Kriminalwissenschaften, Ehrengabe für Anne-Eva Brauneck / Arthur Kreuzer), 1999 がある。

(2) 2010年に、女性教授は、ドイツ全体で7300人であり、全教授職の18%であった。1999年には、10%であったから、10年で、ほぼ倍増したのである。教授数の総数は、この10年間に5%増加したにすぎない(総数はおよそ4万人)。ただし、学問領域により差があり、女性の割合は、語学や文化関係の学問では、3分の1になり、芸術関係では、4分の1であるが、工学関係では、9%で、数学と自然科学では、12%といわれる(後述IV 1(4)参照)。ドイツの全大学と大学病院の被用者の総数は、56万4700人(2009年)である(Humboldt, Kosmos 95 (2010), S.58)。

2017年の教授の女性比率は、24.1%である。ほぼ10年で33%しか増加しておらず、同率化法の目ざす3割も達成していない。学部ごとの相違も大きい点は、変わらない(3.6.6 Hauptberufliches wissenschaftliches und künstlerisches Personal an Hochschulen 2017, Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch für Bundesrepublik Deutschland, 2019, S.107)。分野によってかなり遅れている点は、日本とも似ている。なお、裁判官の女性比率は、2017年に、45.74%、新規に採用される試補では、50%を達成している。

キール大学の Johanna Mestorf(1828-1909) は、ドイツで最初の女性の大学研究所 (Institut) 長となり、1899年に、「名誉」教授となった (Auge, Der Kieler Professor bis zur Mitte des 20.Jh- Eine typologische Annäherung, in Christian-Albrechts-Universität zu Kiel, 350 Jahre Wirken in Stadt, Land und Welt, 2015, S.426)。ドイツでは、二番目の女性「教授」であった。また、Hilde Kaufmann (1920-1981) は、キール大学の最初の女性教授 (刑法) となった。Ib., S.427。

大学の人的構成、女性割合 (2017年)



(3) 比較までに、古く1953/54年の大学の女性数は、教授で0 (西ドイツの全領域で、男性のみ1284人)、員外教授で9人 (男女全部でも216人) 4.2%、私講師で53人 (全部で1804人) 2.9%であった。教育関係の全教員4578人のうち、女性は159人で3.5%、学術助手3120人のうち、女性は344人で11.0%である。7万7067人の学生のうち、女性は1万6496人で21.4%であった。学生や学術助手が先行し、教授が少ない点は、現在と同様である (Anger, Probleme der deutschen Universität, 1960, S.452)。女性教員も、初等、中等、高等教育といくごとに下がっている (【変容】 305頁)。

IV 女性の司法職

1 司法職への進出

(1) 女性の司法職への進出もアメリカが早く、アメリカでは、すでに1879年に、最高裁において女性弁護士の活動が認められていた。これに比して、ヨーロッパでは遅れ、エミリー・シュペリがスイスで苦勞したのは、前述のとおり

である(II 3(1)参照)。1898年に、女性の弁護士資格を認める新たな弁護士法が、チューリヒ州にでき、女性も、弁護士になれることになった。しかし、そのための研修に関する法律はできなかった。連邦全体で可能になったのは、第一次世界大戦後の1923年であった。

(2) ドイツでは、マリア・オットー (Maria Otto, 1892.8.6-1977.12.20) が最初の女性弁護士である。女性に法律職につく道が開けたのは、ワイマール期の1919年であった³⁰⁾。法曹一元の制度下で、弁護士資格は、裁判官資格と同一である。1922年の7月11日法 (Gesetz über die Zulassung der Frauen zu den Ämtern und Berufen in der Rechtspflege, 1922.7.11; RGBl.1922 I, S.573) は、女性が裁判官職と弁護士職につくことを可能とした。1922年に、バイエルンで弁護士になったマリアが最初であった³¹⁾。ただし、ナチス政権下では、ふたたび道は閉ざされた。ナチスは、人種差別だけではなく、女性差別をもしたから、1935年以降、女性は、司法修習生にも弁護士にもなれなかったのである³²⁾。

30) この年から女性の司法修習が可能となった。拙著・契約における自由と拘束(2008年) 437頁参照。同法の前には、女性が法学部に入ることはできても、国家試験の受験はできなかった。ワイマール憲法には、男女が原則として同じ市民権を有するとの109条2項、およびすべての市民は差別なく、法律の定めるところにより、能力に従い、公務につくことができるとの128条1項、女性公務員に対するすべての例外規定は廃止されるとの同条2項があり、これらに適合させた。同法によって、女性の国家試験の受験と、法律職への採用が認められたのである。

31) マリア・オットーについては、拙著(前注1)) 438頁。Röwekamp, aa.O.(前注7)), S.282ff.; Clemens, Die ersten Rechtsanwältinnen in München, Münchener Anwaltverein (hrsg.), Festschrift, Deutscher Anwaltverlag, 2000, S. 19ff.; Röwekamp, Die ersten deutschen Juristinnen; eine Geschichte ihrer Professionalisierung und Emanzipation(1900 - 1945), 2011.および、von Soden, aa.O.(前注7)), S.632.

32) 資格の維持と例外は存在した。【変容】241頁、255頁参照。ゼルベルトが、ほぼ偶然的に許可をえたことにつき、同263頁。また、国家試験の担当官(ライヒ司法試験委員会の長)としてのパーラントの女性の司法職に対する見解については、【体系】444頁参照。公務員職からのユダヤ人の排斥は、公務員職の回復法(Gesetz zur Wiederherstellung des Berufsbeamtentums, 1933.4.7; RGBl.1933 I, S.175)が、非アリア人および政治的反対者の公務員が免職になるものとした(3条、1914

このマリア・オットーは、1892年に、上ファルツの Weiden で生まれた。父は、工場の重役であった。1910年に、語学教師試験に合格、1912年から、ヴェルツブルク、ミュンヘン、ベルリン、ライプツヒの各大学で法律学を学び、1916年に、高位法職の大学修了試験 (Universitätsabschlussprüfung für den höheren Justiz- und Verwaltungsdienst) に合格し、1920年にヴェルツブルク大学で学位をえた。1922年に、第二次国家試験に合格したが、法律職に女性が許可されるライヒ法の成立前であった。1922年に、弁護士となった。ミュンヘンで弁護士となり、1974年に隠退した。

(3) オーストリアでは、Marianne Beth(1890.3.6-1984.8.19)³³⁾が、1929年に、最初の女性弁護士となった(1938年にアメリカに亡命し、戦後も帰国しなかった)。プロイセンで最初の区裁判所およびラント裁判所(Bonn)の女性裁判官は、1927年の Maria Johanna Hagemeyer(1896.4.17-1991.12.1)であった³⁴⁾。オーストリアでは、女性裁判官は、戦後の1945年まで生まれなかった。

このHagemeyerは、1896年に、ケルンで生まれ、父は、枢密政府顧問官であった。1916年から、ボン大学で法律学を学び、1920年に、第一次国家試験に合格、1922年にボン大学で学位をえて、1924年に、第二次国家試験に合格した。当初、ベルリンの司法省で試補、1927年に、ボンの区裁判所とラント裁判所で裁判官となった。1950年に、高裁(OLG)裁判官となった。1953年に、ケルン・ラント裁判所の部長、1958年に定年となった。

第一次世界大戦で、男性労働力の不足が決定打となって、広範な範囲で女性の進出が伸長した。大学や司法職でも同様であり、1933年までに、おもに医学の分野で、24人の女性教授が誕生した。学位をえた女性は、1万人を超えた。しかし、社会科学の分野では、女性教授の誕生は第二次世界大戦後にまで遅れ

年時から職務にあった者および第一次世界大戦に従軍した者を除くとのヒンデンブルク条項にあたる者は例外とされる)。弁護士は、公務員ではないので、同日に、弁護士法も改正され(Gesetz über die Zulassung zur Rechtsanwaltschaft, 1933.4.7; RGBl.1933,I.S.188)、非アーリア人、共産主義的傾向の弁護士は、裁判所に出頭できないこととなった(1条、3項)。

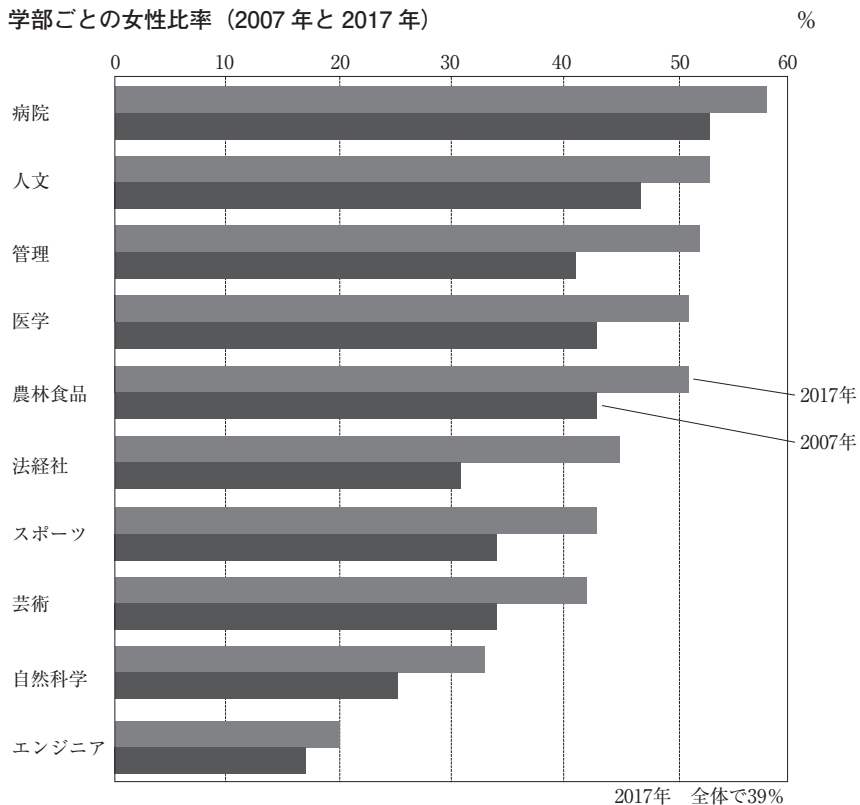
33) Röwekamp, a.a.O.(前注7) 参照), S.41.

34) Röwekamp, a.a.O.(前注7) 参照), S.123.

女性法律家と専門職(小野)

ている。

学部ごとの女性比率 (2007年と2017年)



(4) 現在でも、大学における女性の比率は、分野により異なる。ドイツでも、おおむね医学、社会学、人文系で高く、技術系では低い。日本とも似ている。これは、学生でも教員でも同様である。法学は、学生では男女比の差はほとんどないが、教員の女性比率はかなり低い。

2007年に、ドイツ連邦教育・研究省は、女性教授プログラムを策定し、2013年までに、200人以上の女性のハビリタチオン取得者に、大学の職を与えることとした。2015年以降は、後述の男女割合を定める法律がある (V2(3)参照)。積極的施策は、この時期からである。

2 司法研修と法曹

(1) 以上の先駆者の時代を経て、現在のドイツでは、大学においても、司法研修においても、男女に関する制度的な差異は存在しない（社会的差異があることは、各種の統計上明らかである。たとえば、パートタイムや長期の休暇取得の割合などである。【変容】314頁参照）。その結果、2008/09年の冬には、法律の学生は、7万7023人、1年生は、1万0343人となった。男女の割合は、おおむね50%ずつとなり、年によっては女性の割合の方が高いこともある。とくに、旧東ドイツの地域では、女性の割合が高く、これは再統一前の傾向を受け継ぐものである。

大学においても、法学部の教育従事者の総数は、4308人（うち女性1433人）。教授1328人（うち女性215人）、私講師と助手で293人（うち女性74人）、研究補助者2624人（うち女性1114人）、事務的な副手（Lehrkräfte）63人（うち女性30人）である³⁵⁾。まだ、かなりの男女差がみられるが、この20年間に、差は着実に減少している。また、基礎となる学生や国家試験の合格者には、ほとんど差がないことから、長期的には、いっそう減少するであろう。

法曹界においては、2008年の裁判官総数は、2万0101人（うち女性7195人、35.8%）、2009年の検察官総数は、5122人（うち女性は1983人）、2009年の弁護士総数は、14万3647人であった。約10年後の2020年の裁判官は、2万1942人、女性裁判官は、1万0419人で女性比率は、47.48%であり、検察官は、6198人となった（女性3135人、50.6%）³⁶⁾。

(2) ゲルトリュード・フィケンチャー（Gertrud Klara Rosalie Schubart-Fikentscher, 1896.12.23-1985.3.24）とヒルデ・ベンヤミン（Hilde Benjamin,

35) Vgl. Statistisches Jahrbuch 2010, S.271 (10.1). 近時の国家試験における男女比率については、拙著・亡命法学者と法の変容（2020年）347頁。2022年公表の2020年の数字では、第一次試験で女性比率57.7%、第二次試験で57.0%である。Ausbildungsstatistik, 2020.

36) Vgl. Statistisches Jahrbuch für Bundesrepublik Deutschland, 2010, S.154 (6.6.10). 2017年は、ib., 2019, S.107 (3.6.6). 2020年は、Bundesamt für Justiz, Richterstatistik am 31. Dezember 2020 (Stand, 2022.9.22).

geb.Lange, 1902.2.5-1989.4.18)、司法大臣

(a) 以下の二名は、ドイツ(旧東ドイツ・ドイツ民主共和国)で最初の女性教授と女性司法大臣である。ただし、後者は、全体主義の政治と司法に主体的に係わったことから、必ずしも肯定的な評価はうけていない。

(b) フィケンチャーは、1896年に、ザクセンの Zwickau で生まれた。作曲家のシューマンの生まれた地である。プロテスタントの家系であった。父親は工場主であった。1913年まで、市の学校に通ったが、1916年までは、家庭内で教育をうけ、1916年に、ベルリンで社会教育学校である Charlottenburger Seminar に通った。同校は、ギールケ (Otto von Gierke) の娘で社会教育学者の Anna von Gierke (1874.3.14-1943.4.3) が主催者であった。1921年に、福祉世話人 (Wohlfahrtspflegerin) の国家試験に合格し、1925年まで、学校の世話人 (Schulepflegerin) となった。ベルリン大学の聴講生になって、法律学に興味をもった (Eduard Kohlrausch の刑法ゼミナールと M. Wolff のザクセン法演習)。1924年に、大学入学試験に合格し、法律学の勉強を始めた。1928年に、ベルリン高裁で国家試験に合格した (8 学期で卒業したことになる)。1928年に、ベルリン博物館の専門職員であったパピルス学者の Wilhelm Schubart と結婚した。彼は、2 年まえに、最初の妻を失っていたのである。

1933年に、ベルリン大学の Ernst Heymann の下で、学位をえた (Das Eherecht im Brünner Schöffebuch)。1940年に、プロイセン学術アカデミーから、「東ヨーロッパにおけるドイツ都市法の伝播」で賞をえた (1942年に公刊)。これは、中世の都市法研究で、今日でも重要文献となっている。

1935年からドイツの歴史的文書の収集をする Monumenta Germaniae Historica やドイツ・オーストリアの研究チーム、Helene-Lange 財団などで働いた。また、1941年から1943年まで、人民扶助学校 (Volkspflegeschule) で法律を教えた。戦後は、ライプツヒヒ大学で、1945年から1948年の間、民法と法史の代講をした (戦時中に出征したが、東ドイツには帰還しなかった Hans Thieme, 1906.8.10-2000.10.3 の代講であった。彼は、西ドイツ地域に帰還し、1946年に、ゲッチンゲン大学の教授となった。ちなみに、ゲッチンゲン大学は、戦後東地域から脱出したり出征後東に戻らなかった教授を精力的に集めた)。

1946年に、夫もライプツヒ大学に招聘された。同年、彼女は、東ドイツの支配政党 SED(Sozialistische Einheitspartei Deutschlands) に入り、ライプツヒ大学でハビリタチオンをえて、ドイツ法史の講義をうけもった。1948年に、ハレ大学で、民法、ドイツ法史の正教授となった。ドイツでは、法律学における最初の女性教授となった(ただし、1949年成立の東ドイツ・DDR)。2番目の女性教授は、1965年のブラウネック (Anne-Eva Brauneck) であった(上述)³⁷⁾。

(c) ハレ大学は、伝統的に、女性の学芸につき先進的であった。上述のように、1754年に、Dorothea Christiane Erxlebenが、ここでドイツでは最初に学位をえた女性となっている。フィケンチャーにも、ハレ大学の創設者の1人である自然法学者のトマジウスについての研究がある (Christian Thomasius, Seine Bedeutung als Hochschullehrer am Beginn der deutschen Aufklärung (Sonderbände der Sächsischen Akademie der Wissenschaften zu Leipzig, phil.-hist. Klasse 119, 4), 1977)。

フィケンチャーは、1948年に、ミュンヘンの Monumenta Germaniae Historicaの外部会員となり、1959年には、ザクセンの学術アカデミーの会員となった。1957年に大学を定年となり、1960年には、夫と死別した。1962年に、旧東ドイツの勲章をうけた。Rolf Lieberwirthは、彼女の弟子であり、1969年に、ハレ大学で、法史の講座を受け継いだ。彼女は、家の中で転倒し足を折って、併発した病気のために、1985年に、ザクセン・アンハルトのハレ (Halle(Saale)) で亡くなった。民法学者の Wolfgang Fikentscher(1928.5.17-2015.3.12) とは関係がない³⁸⁾。

37) 前注29) 参照。ブラウネックについて、詳細は別稿による。ラートブルフの弟子であった。ラートブルフは、ライヒ司法大臣のおりに、ドイツ女性法律家協会 (Deutsches Juristinnen-Verein) を初めとする女性運動に応じて、1922年7月1日に、すべての法律職を女性に解放した。Zypries, in Röwekamp, a.a.O.(前注7) 参照, Geleitwort.

38) Lieberwirth, In Memoriam. SZ(GA), Bd.103, 1986, S.494ff.; Lück, Schriftenverzeichnis von Gertrud Schubart-Fikentscher, a.a.O.(Gedächtnisschrift. 本文の31頁), S.16f.; Rüdiger Fikentscher, Die Professorin privat.Erinnerungen.

業績の多くは、法史、とくに古ドイツ法を対象とする。判決団に関する研究もある(独法123号93頁)。

Das Eherecht im Brünner Schöffenchuch, 1935, (Diss. Univ. Berlin 1933).

Römisches Recht im Brünner Schöffenchuch, Ein Beitrag zur Rezeptionsgeschichte, ZRG GA 65 (1947), 86ff.

Goethes 56 Straßburger Thesen (vom 6. August 1771). Ein Beitrag zur Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft, 1949.

(hrsg.) Quellen zur deutschen Privatrechtsgeschichte vor der Rezeption, (Studienbücherei, H.6), 1950.

Homeyer, Carl Gustav, NDB 9 (1972), S.589f. これは、ゲルマニストのホームマイヤーについての研究である。

1999年に、追悼論文集が出されている。(hrsg.Lieberwirth), Rechtsgeschichte in Halle, Gedächtnisschrift für Gertrud Schubart-Fikentscher (1896-1985), 199 (Hallesche Schriften zum Recht 5).

(d) ヒルデ・ベンヤミンは、1902年に、マグデブルク近郊の Bernburg で生まれた。父は、商店の従業員の Walter Lange、母は、Adele (geb. Bohme) であった。1919年に、Karl Liebknecht と Rosa Luxemburg の殺害に衝撃を受けた。1921年に、アビトゥーアを取得し、1921年から、ベルリン、ハイデルベルク、ハンブルクの諸大学で法律学を学んだ。これらの大学で、最初の法律学の女子学生となった。社会主義学生連盟の会員であった。1924年に、ハンブルク大学の Moritz Liepmann の下で行刑に関する学位論文にとりかかったが、完成しなかった。ユダヤ系の医師の Georg Benjamin と結婚したからである。1928年に、第二次国家試験に合格して、ベルリンで弁護士となった。1927年に、夫に従って共産党に入党した。夫は、医師をするかたわら、マルキシズムの労

a.a.O. (Gedächtnisschrift), S.11ff.; Lieberwirth, Gertrud Schubart-Fikentscher (1896-1985), a.a.O. (Gedächtnisschrift), S.1ff.; Röwekamp, a.a.O. (前注7)) S.373ff. また、ライプツヒ大学のホームページ上、Professorenkatalog der Universität Leipzigにも記述がある (http://www.uni-leipzig.de/unigeschichte/professorenkatalog/leipzig/SchubartFikentscher__1126/)。

働学校でも教える熱心な党员であった。ヒルデは、弁護士としては、とくに専門はなく、一般の離婚訴訟、賃貸借紛争（通常は告知事件。とくに刑事事件となった Horst Wessel の事件が著名である）、スト参加者の刑法事件の弁護などを広く対象としていた。

1933年にナチスが政権を掌握すると、共産党员は、公職、弁護士職（訴訟代理権）を失ったことから、ヒルデも職を失った。夫も、一時強制収容所（Sonnenburg）に収容された。その後、ヒルデは商事会社の法律顧問や簿記係、臨時の仕事などをした。半ユダヤ人として学校にいけなかった息子に、みずから教える必要もあった（ナチスの血統法では、ユダヤ人と結婚した者もユダヤ人とされたから、ヒルデ自身もユダヤ人と扱われた）。夫は、1935年に、再度逮捕され、1942年に、収容所で死亡した。原因は、高圧送電線に接触したことによる「自殺」とされたが、こうした理由づけは当時の SS の犯行の常套手段であったといわれる。夫の親族にも強制収容所に送られたり、亡命する者が多くいた。

戦後は、ソ連の占領の下で、司法行政に携わった。ソ連占領下で、司法関係者の85% はかつてのナチスとの関係から追放され、残った裁判官や検事はわずかであった。戦中とは一転して登用されたベンヤミンは、検察官となり、ベルリンの非ナチス委員会に属し、1945年9月には、司法行政の上申官となった。1946年には、「司法中央行政部」2部の長となり、同年、支配政党の SED（社会主義統一党）に入り、1949年に東ドイツが建国されるとその最高裁の副長官となった（1953年まで。長官は、Kurt Schumann, 1908.4.29-1989.5.14、在任期間1949-1960）³⁹⁾。裁判官の時期には、終身刑や数百年にもなる懲役のほか、東ドイツが死刑を廃止しなかったことから、死刑判決にも関与し、西側からは「赤いギロチン」、「赤いヒルデ」（rote Hilde）との異名をとった。また、同年、人民議会の議員、1954年からは、SED の中央委員ともなった。1953年の民主化を求めるデモや都市暴動のさいには、ヒルデの罷免も求められた。しかし、民

39) ちなみに、第2代長官は Heinrich Toeplitz(1914.6.5-1998.11.22、任期 1960-1986)、第3代長官は、Günter Sarge(1930.12.30-、任期 1986-1989)であった。

主化運動は、ソ連の介入により鎮圧され（ハンガリー動乱は1956年）、ヒルデは、その後も生産実施本部や刑事手続の監督や指導をすることとなった。SEDは、暴動後に政府や党機関の粛清を行い（一党独裁を整えるために、SPD・社会民主党の人員を吸収）、司法大臣のMax Fechnerも、「党と国家に反する行為」でSEDを除名され、罷免された。その後をうけて、ヒルデは、1953年に東ドイツ（DDR）の司法大臣となった（1967年まで）。ヨーロッパで初の女性司法大臣であったが、法律よりも党と政治に忠実な姿勢が評価されたのである（1954年から89年まで、SEDの中央委員会委員）。

新たな裁判官の育成にも関与し、みずからも、しばしば裁判官養成の人民裁判学校などで講義をした。大学も、マルクス・レーニン主義の教育に改められた。その結果、早くも1950年代の末には、裁判官と検事の61%は、人民裁判官コースの修了生となった。人材の転換が急がれたのである。そこで、40%は、労働者階級の出身で、女性裁判官は10%となった。

東ドイツの立法委員会では、裁判所構成法や少年裁判所法、刑訴法の草案を主導した。DDRの民主女性連盟（Demokratischer Frauenbund）の設立に係わり、男女同権を目ざし、1965年の家族法草案をも主導した。非嫡出子の平等、離婚や氏名権の改革、女性の職業促進などが図られた。1967年の人民議会選挙の前に65歳で、健康上の理由で引退した。彼女自身は引退するつもりはなかったが、ソ連の「従順な道具」として、スターリン（1879-1953）主義のシンボルとなっていたことから、スターリン批判や東西融和の時代にはそぐわない存在となっていたことが理由と推察されている。高い地位を占めたが、時の権力者にもみ忠実な姿勢は、その後の女性運動にとっても、必ずしもプラスにはならなかったと考えられる。

同年に、Potsdam-Babelsbergの国家および法律学アカデミーで⁴⁰⁾、司法（Rechtspflege）の歴史の講座の教授となった。その経歴から、DDRでは、種々の勲章をうけている（Vaterländ Verdienstorden, Karl-Marx-Orden, Stern der

40) 東ドイツでは、大学よりもこのアカデミーが教育機関としては上位に位置づけられ、法学研究もアカデミーが独占していた。【大学】21頁参照。

Völkerfreundschaft)。1952年には、フンボルト大学の名誉博士号もうけた。現在の評価では、全体主義的な司法の体現者とみなされている⁴¹⁾。

ヒルデは、1989年4月に、ベルリンで亡くなった。同年11月のベルリンの壁崩壊の直前であった。彼女にとっては幸いなことに、それに続く東ドイツの消滅と1990年10月3日の再統一をみることはなかった。

(e) 旧東ドイツの司法大臣は、以下の6人であった。ただし、1989年5月に、ハンガリーとオーストリア間の国境が開放され、同10月にホーネッカー政権(1971年から)が倒れ、同11月9日に、ベルリンの壁が崩壊した。1990年10月3日に、東ドイツ(厳密には、そこに再建された6州)が連邦共和国に加盟し、東西ドイツが再統一された。そこで、この混乱期を除くと、実質的な司法大臣は、4人だけである。1949年の建国からほぼ40年であった。司法大臣の任期という意味では、いずれも長期といえる。

東ドイツは、前記の社会主義統一党(SED = Sozialistische Einheitspartei Deutschlands)を主導組織とする集中制国家(政権交代のない独裁)であったから、司法大臣も、SED およびその姉妹政党のLDPD(Die Liberal-Demokratische Partei Deutschlands)によって占められている。上述のように、ヒルデ・ベンヤミンは、初の女性司法大臣であったが、その後、女性の司法大臣はなかった⁴²⁾。つまり、属人的な登用であり、制度的な背景をもっていたと

41) これは、最高裁の人事でも同様であり、長官、副長官の経験者の中で、女性は、ベンヤミンだけである。副長官は、以下の者であった。

Hilde Benjamin(1949 - 1953)SED その後、司法大臣

Walter Ziegler(1953 - 1958)SED 刑事部長兼任

Gustav Jahn(1958 - 1962)

Walter Ziegler(1962 - 1977)SED

Günter Sarge(1977 - 1986) SED その後、第3代長官

42) Röwekamp, a.a.O.(前注7)), S.28f.; Brentzel, Die Machtfrau, Hilde Benjamin 1902 - 1989; Feth, Hilde Benjamin(1902-1989), Neue Justiz, 2002, H. 2, S. 64ff.また、Trier大学のサイトに(Rechtshistorischer Podcast, <http://www-neu.uni-trier.de/index.php?id=1623>)、Benjaminについての講演のオーディオデータ(Audiodatei)がある(MP3形式で、19分40秒)。さらに、K.-P. Schroeder, Vom Sachsenspiegel zum Grundgesetz, 2001, S.201ff.

はいえない。

- | | | |
|--------------------------|------|--|
| ① Max Fechner | SED | 1949-1953 |
| ② Hilde Benjamin | SED | 1953-1967 |
| ③ Kurt Wünsche | LDPD | 1967-1972 |
| ④ Hans-Joachim Heusinger | LDPD | 1972-1990.01 (1976年、DDR 民法典)
(1989年、ベルリンの壁崩壊) |
| ⑤ Kurt Wünsche | | 1990.01-1990.08 |
| ⑥ Manfred Walther | | 1990.08-1990.10 |

3 再統一後の連邦司法省

(1) 連邦共和国(および前身である1990年10月3日の再統一前の旧西ドイツ)では、1992年に、Sabine Leutheusser-Schnarrenberger(FDP, 1951.7.26-)が、コール政権(Kohl, CDU/CSU と FDPの連立政権)で連邦司法大臣に就任した(1992.5.18-1996.1.17)。最初の女性司法大臣であったが、1996年、政府の住宅政策に反対して辞任し、その後任には、同じFDPのEdzard Schmidt-Jortzig(1941.10.8-)が就任した。

1998年10月27日に、SPDのシュレーダー(Schröder)政権が成立し、司法大臣は、Herta Däubler-Gmelin(1943.8.12-)となった。その任期中に、パートナー法(Lebenspartnerschaftsgesetz, 2001)が発効し、また、ドイツ民法の債権法の現代化法も、2002年の1月1日に発効した。しかし、同年、彼女は、アメリカのブッシュ政権を批判し辞任し、後任は、同じSPDで女性司法大臣Brigitte Zypries(1953.11.16-)となった。Zypriesは、メルケルとの大連立政権でも司法大臣を続けたが、2009年に、ふたたびSabine Leutheusser-Schnarrenbergerが就任した(2013年まで)。その後任は、SPDのHeiko Josef Maas(1966.9.19-)である。そこで、1992年から、2013年まで、2年半の時期を除くと(Schmidt-Jortzig)、ほぼ女性司法大臣が継続したことになる⁴³⁾。連立

43) Sabine Leutheusser-Schnarrenbergerについては、そのHP(<http://www.leutheusser-schnarrenberger.de/lebenslauf>)があり、Herta Däubler-Gmelinについては、連邦議会のHP(<http://webarchiv.bundestag.de/archive/2010/0427/>)

政権では、外務大臣と司法大臣が、少数与党に与えられることから、こうした継続が可能となったのである。1990年代以前の司法大臣が比較的短期であったのに比して、任期の長いのも特徴である。

その後も、Katarina Barley, Christine Lambrechtの女性司法大臣となっている(2021年12月発足の Scholz連立政権では、FDPのMarco Buschmannに交代)。

(2) 前連邦首相のメルケルは、ドイツでは初の女性首相である(Angela Dorothea Merkel, geb.Kasner, 1954.7.17)。戦後第8代目で、2005年11月22日からである(2021年12月まで)。当初は、SPD との大連立、2009年9月の選挙で、FDP と連立し、2013年9月の選挙では、再度、SPD との大連立政権が誕生した。司法大臣に、Sabine Leutheusser-Schnarrenbergerが再度就任したのは、このFDP の連立参加の時期である(再登場は、ドイツでは稀有な例である)。メルケルは、ハンブルクで生まれ、誕生後じきに、牧師の父に従って当時の東ドイツに移住し、1973年から、ライプチヒ大学で物理学を学んだ。1978年に卒業した後、学術アカデミーの物理化学研究所に勤め(Wissenschaftliche Mitarbeiterin am Zentralinstitut für physikalische Chemie an der Akademie der Wissenschaften)、1986年、学位をえた。1989年のベルリンの壁崩壊後に、政界に移った。1990年10月3日の再統一後、CDU の黨員となり、首相コールの知遇をえた。以後は、家族相(1991~94年)、環境相(1994~98年)など、もっぱら政治家の経歴である⁴⁴⁾。

bundestag/abgeordnete/bio/D/daeubhe0.html)があり、Brigitte Zypriesについては、同じく連邦議会のHP(http://www.bundestag.de/bundestag/abgeordnete18/biografien/Z/zypries__brigitte/259230)がある。

なお、Vogel(1974-1981)までの歴代司法大臣については、Kuhn, Deutsche Justizminister 1877-1977, 1977. ちなみに、その後は、Schmude, Engelhard, Kinkel, Leutheusser-Schnarrenberger の順であった。

オーストリアの女性司法大臣と、最高裁長官のIrmgard Griss(1946.10.13-)については、【法実務家】375頁。

44) 退職まで連邦首相府のホームページにも簡単な経歴があった。Die Bundeskanzlerin (http://www.bundeskanzlerin.de/Webs/BKin/DE/AngelaMerkel/Biografie/biografie__node.html;jsessionid=C455D7B270B92938CD

V その他の著名人と団体

1 女権運動家と裁判官

(1) アニタ・アウグスブルク (Anita Augspurg, 1857.9.22-1943.12.20) は、初期の女権運動家として著名である⁴⁵⁾。エリザベート・ゼルベルト (Elisabeth Selbert, 1896.9.22-1986.6.9, Rhode) も、政治家、女権運動家である⁴⁶⁾。また、エリザベート・シュヴァルツハウプト (Elisabeth Schwarzhaupt, 1901.1.7-1986.10.29) は、CDU の政治家であり 1962 年に厚生大臣ともなった。連邦共和国では最初の女性大臣であった⁴⁷⁾。そして、1966年の選挙で、大連立政権誕生後の後任は、SPD のケーテ・ストローベル (Käte Strobel, SPD) であった。フィケンチャーとの関係で登場したアンナ・ギールケは、社会教育学の草分けとして著名である。その妹のヒデガルト・ギールケ (Hildegard von Gierke, 1880.9.30-1966.4.14, GND: 127547142) も、社会教育学に関与した。いずれも、民法学者の O. ギールケの娘である。

(2) 裁判官では、エルマ・シェファー (Erma Scheffer, 1893.9.21-1983.5.22, geb.Friedenthal, gesch.Haslacher) は、戦後、最初の女性の連邦憲法裁判所裁

117B1AC7712266.s1t1). 歴代の連邦首相は、① Adnauer, CDU(1876-1967、在任 1949～1963)、② Erhard, CDU(1897-1977、在任 1963～1966)、③ Kiesinger, CDU(1904-1988、在任 1966～1969)、④ Brandt, SPD(1913-1992、在任 1969～1974)、⑤ Schmidt, SPD(1918-2015、在任 1974～1982)、⑥ Kohl, CDU(1930-2017、在任 1982～1998)、⑦ Schröder, SPD(1944、在任 1998～2005)、⑧ Merkel, CDU(1954、在任 2005～2021)、⑨ Scholz, SPD(1958、在任 2021～) である。

45) Rothbarth, Augspurg, Anita Johanna Theodora Sophie, NDB(1953), S.445; Röwekamp, a.a.O.(前注7) 参照), S.20. Gerhard, a.a.O.(前注7)), S.576に写真がある。なお、以下の女権運動家については、本稿ではあまり立ち入りえない。

46) Drummer/ Zwillig, Selbert, geborene Rhode, Martha Elisabeth, NDB 24 (2010), S.210; Röwekamp, a.a.O.(前注7) 参照), S.395.

47) Metzler, Schwarzhaupt, Emma Sophie Elisabeth, NDB 24 (2010), S.27; Röwekamp, a.a.O.(前注7) 参照), S.391.

判官となった⁴⁸⁾。ノラ・プラティエル (Nora Platiel, 1896.1.14-1979.9.6, geb. Block) は、弁護士、裁判官などをしたが、ユダヤ系であることから、1933年フランスに亡命し、ついで1943年にスイスに亡命した⁴⁹⁾。エーリカ・シェッフェン (Erika Scheffen, 1921.3.5-) は、戦後、連邦裁判所裁判官となった⁵⁰⁾。

狭義の法曹の道は、19世紀末までほとんど女性には閉ざされていたが、より広義に、法律学の知見や学識に関連する人物は少なくない。エルゼ・リューダー (Else (Marie-Elisabeth) Lüders, 1878.6.25-1966.3.23) は、政治家、女権運動家である⁵¹⁾。また、マリアンネ・ウェーバー (Marianne Weber, 1870.8.2-1954.3.12, geb. Schnitger) も、初期の女権運動家であり、ドイツ女性協会連盟 (Bunde deutscher Frauenvereine, 1894. 女性運動の上部組織である) のリーダーであった。社会学者でもあった⁵²⁾。夫は、著名な社会学者のマックス・ウェーバー (1864.4.21-1920.6.14) である (1893年に結婚)。マリアンネは、1919年に、共和国となったバーデンのラント議会で初の女性議員となった。同年、ドイツ女性協会連盟の議長となり、みずからも著作をするとともに、夫の死亡後は、その著作の出版をまなし、ハイデルベルク大学から法律学の名誉教授号をうけ

48) Röwekamp, a.a.O.(前注7) 参照), S.348.

49) Hering, Platiel, Nora, geborene Block, NDB 20 (2001), S.512; Röwekamp, a.a.O.(前注7) 参照), S.294. アンナ・ギールケについては、Lexikon der Frau, Bd I(A-H), 1953, Sp.1230 および Hildegard von Gierke, Unser Elternhaus, 1960; Ilse Reicke, Die großen Frauen der Weimarer Republik, 1984, S.43ff. ほかに、兄弟のユリウスとエドガーがいた (ユリウスは商法学者、エドガーは病理学者であった)。ギールケの縁戚については、O・ギールケに関する別稿にゆずる (独法107号15頁)。Zietelmannは、従兄である。

50) Röwekamp, a.a.O.(前注7) 参照), S.344. なお、女性で最初の連邦裁判所 (BGH) 長官となったリンペリング (Bettina Limperg, 1960.4.5-) については、連邦裁判官に関する別稿で扱う。【変容】333頁以下参照。

51) Luckemeyer, Lüders, Marie-Elisabeth, NDB 15 (1987), S.454f.; Röwekamp, a.a.O.(前注7) 参照), S.235.

52) Röwekamp, a.a.O.(前注7) 参照), S.437; GND: 11948711X. 夫の死後、妻がその著作の整理・出版に尽力した例としては、イギリスの分析主義法学者オースティン (John Austin, 1790.3.3-1859.12.1) の妻サラ (Sarah Austin, 1793-1867) が著名である。穂積陳重・法窓夜話65話も言及している。

た。これは、ドイツの法律学では最初の女性の名誉教授号であった。

歴史学者のヒンツェ (Otto Hintze, 1861.8.27-1940.4.25) の妻ヘドヴィック (Hedwig Hintze, geb.Guggenheimer, 1884.2.6-1942.7.19) も、最初の歴史学私講師となった。1884年にミュンヘンで生まれ、父は銀行家の Moritz、母は、Helene(geb.Wolff) であった。1912年に、23歳年長のヒンツェと結婚した。Friedrich Meineckeの講義を聴き、近代史の研究に入り、1923年に、学位をえた (Municipalgesetzgebung der Constituante)。1928年に、ハビリタチオンを取得し、ベルリン大学で私講師となったが、ナチスの政権掌握後に、ユダヤ系であることから職を失い、1939年、オランダに亡命し、1942年に、亡くなった⁵³⁾。

カーミラ・イエリネック (Camilla Jellinek, 1860.9.24-1940.10.5, geb.Wertheim) は、女権運動家であり、夫は、著名なユダヤ系の国法学者の G. イエリネック (Georg Jellinek, 1859-1911) であり、マリアンネ・ウェーバーとともに、ドイツ女性協会連盟を主導し (1915年に理事)、1930年に、ハイデルベルク大学法学部から名誉博士号をうけた⁵⁴⁾。

マルグリーテ・ヴォルフ (Marguerite Wolff, 1883.12.10-1964, geb.Jolowicz) の父 Hermann Jolowicz は、1849年に、ポーゼンの Pleschen でユダヤ系の家系に生まれた。父は、イギリスの国籍を取得し、定期的にドイツに旅行する絹取引の商人であった。マルグリーテはロンドンで生まれ、1906年に、著名な私法学者のヴォルフ (Martin Wolff) と結婚した。夫ヴォルフは、ラーベルと同時代人であり、ベルリン大学の教授であったが、ユダヤ系であることから、マ

53) Ottoについては、Oestreich, G., Hintze, Otto, NDB 9 (1972), S.194f. Hedwig は、GND: 119368196. なお、Oestreich, B., Hedwig und Otto Hintze. Eine biographische Skizze, Geschichte und Gesellschaft. Bd.11 (1985), S.397. Hedwig は、DBE 5, 56.

54) Röwekamp, aa.O.(前注7) 参照, S.159. Georg との関係で、Hollerbach, Jellinek, Georg, NDB 10 (1974), S.391. イエリネック夫妻の墓は、ハイデルベルクにある (Bergfriedhof, Heidelberg)。著名な学者の墓が多く、その隣は、スイスの法学者で、チューリヒ私法典の立法者ブルンチリで、近くには、チボーやF.リストの墓もある。

ルグリーテとともに、1938年にイギリスに亡命し、同地で1953年に死亡した⁵⁵⁾。女性運動家にも、ユダヤ系の者の影響はかなり大きい。

2 女性団体と割当制

(1) 多くの女性団体のうち、女性法律家に関する古い団体は、以下の2つである。

(a) ドイツ女性法律家協会 (Deutscher Juristinnen-Verein) は、1914年に、ベルリンに設立された。当時は、まだ法律職に関する第二次国家試験の受験は、女性に認められておらず、プロイセンでは、第一次国家試験の受験も認められていなかった。Margarete Berent, Margarete Meseritz (結婚して Edelheim, Muehsam), Marie Munk などが中心であった。女性法律家の職業的、学問的な教育を目的とした。協会には、1919年に、85人の会員がいた。ナチスの政権獲得後の1933年4月29日に解散した。Ingeborg Lorentzenの主導するグループは、ドイツ女性会 (Deutsche Frauenwerk) を結成し、これは、その後、ナチス女性同盟 (NS-Frauenschaft) と名称を変更された⁵⁶⁾。

55) Röwekamp, a.a.O.(前注7) 参照), S.436. ローマ法学者の Herbert Felix Jolowicz (1890-1954) は、その姻戚である。Vgl. Jolowicz, Historical Introduction to the Study of Roman law, 1932 (1961), p.303 (note 6 a).(Barry Nicholasによる3版がある。2008年)。

また、チーテルマン (Ernst Otto Konrad Zitelmann, 1852.8.7-1923.11.28) の姉、Katharina Zitelmann (1844.12.26-1926.2.4, ペンネームとして Katharina Rinhart) は、文筆家であり、遠隔地にも旅行し、インド、中国、アメリカにいき、印象記を書いている。法律家ではないが、日本にもきて、養子に関する著述を残している。Ein Adoptivkind, Die Geschichte eines Japaners, 1916. Vgl. Fränkel, Zitelmann, Otto Konrad, ADB 45 (1900), 361. 拙稿・一橋法学14巻1号39頁参照。

56) Röwekamp, a.a.O.(前注7) 参照), S.451. ユダヤ系の女性法律家の地位は、1933年以降、女性とユダヤ系の二重の意味で不自由であった。両者はともに制限対象とされたからである。Vgl. Staatssekretärin Christiane Wirtz anlässlich der Veranstaltung, „Jüdische Juristinnen und Juristinnen jüdischer Herkunft nach 1933 bzw. 1945“ am 15. Juni 2016 in Berlin. これは、2016年6月15日の、司法省次官の Christiane Wirtz の演説である。連邦司法省とドイツ女性法律家連盟、Bet Deboraの共催の出版記念演説である。

(b) ドイツ女性法律家連盟 (Deutscher Juristinnenbund) の設立は、戦後である。ナチスの政権獲得後、ドイツ女性法律家協会の設立者も、追放されたり亡命したりした。ナチスは、女性の司法界への関与を制限したから、ドイツに残った女性法律家は、職務から排除され、ナチス司法に加担することがなかった。戦後、軍事裁判の弁護人や裁判所の行政担当者や裁判官として復帰した。こうした例は、東ドイツ (前述のベンヤミン) に限られるものではない。

1948年に、ヴェストファーレンの女性法律家を中心にして、ドルトムントに、女性法律家および経済学者の女性連盟が結成された (Weibliche Juristen und Volkswirte e.V.)。Hildegard Gethmann, Luise Purps, Ruth Rogalski-Rohwedder, Anna Schlieper, Alma Schmidt-Percher, Annette Schücking, Elisabeth Späth-Uden などを中心であった。会員の職業的、学問的な増進と公的な生活の保護を目的とした。もとの女性法律家協会の目的と同様であり、新たな団体が計画された。名前の変更をして、1959年に、Juristinnenbund (Vereinigung der Juristinnen, Volkswirtinnen und Betriebswirtinnen)e.V., 1979年に、Deutscher Juristinnenbund (Vereinigung der Juristinnen, Volkswirtinnen und Betriebswirtinnen)e.V., 2000年に、Deutscher Juristinnenbund e.V.(女性法律家連盟)とした⁵⁷⁾。

(2) 女性裁判官では、ベルリン高裁の長官となったネーレ (Monika Nöhre, 1950.8.25-) のみを扱う。ベルリン高裁は、プロイセンの宮廷裁判所からの沿革を有する伝統ある裁判所である。戦前には、多くのユダヤ系法律家を集めた (【変容】171頁参照)。

ネーレは、1950年にハンブルクで生まれ、ハンブルク大学で法律学を学んだ。国家試験に合格し、司法研修をし、1977年から、5年間、弁護士をした。1982年に、ハンブルク州の司法省に勤め、1992年に、ハンブルクのハンザ高裁の裁判官となった。1994年に、司法省の総務部長となり、ハンブルク、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン、ブレーメンの共通試験委員会の参与、1992/94年には、

57) Röwekamp, a.a.O.(前注7)参照), S.451. Röwekampの著作は、Deutscher Juristinnenbund e.V.のシリーズである。

その試験委員会の委員長ともなった。2000年に、高裁の副長官となり、ハンブルク州の司法試験委員会の長となった。2002年に、ベルリンの宮廷裁判所の長官となった。同時に、民事11部の裁判長でもある。既婚で子どもが1人いる⁵⁸⁾。

(3) 2015年3月、ドイツ連邦議会は、女性割当 (Frauenquote) 制を可決した。男女同権は、基本法に規定されているが、形式的な平等にとどまり、実質的には、多くの企業では実現されていない。ドイツの会社では、監査役が執行役員となっているが、トップ160社では、女性の割合は18.9%にとどまり、役員全体では5.8%にとどまる。ドイツ・コーポレート・ガバナンス準則にも採用されたが、効果はわずかであった。

任意の制度では限界があるものとして導入されたのである。上場され、かつ共同決定法 (Gesetz über die Mitbestimmung der Arbeitnehmer, MitbestG) 等の規定が適用される大企業が対象とされる。こうした大企業において、監査役の30%の女性割合を義務づけるものである。監査役が共同決定制の中核をなすドイツの法制に着目したものである。

技術的には、いずれの性でも30%の最低割合が義務づけられる。具体的には、108の大企業が該当するといわれる。30%に達すれば、労働側であろうと使用者側であろうと支障はないとされる。違反した場合の効果は厳しく、監査役の選任は無効 (nichtig) となり、下回った性についての執行役員席は空席となる。こうした監査役会でも、少なくとも半数が参加すれば決定はできる。しかし、こうして有効に選任されなかった者がいる決定は、決定の有効性に問題を生じ、決定の有効性に関する一般ルールに従うものとされる⁵⁹⁾ (Deutscher

58) 宮廷裁判所 (Kammergericht) の HP 参照。 <https://www.berlin.de/sen/>

59) BMJ, Rede des Bundesministers der Justiz und für Verbraucherschutz Heiko Maas zur 2./3. Lesung des Entwurfs eines Gesetzes für die gleichberechtigte Teilhabe von Frauen und Männern an Führungspositionen in der Privatwirtschaft und im öffentlichen Dienst im Deutschen Bundestag (2015.3.). かねてコーポレート・ガバナンス準則にも採用されていることにつき、拙稿「ドイツのコーポレート・ガバナンス報告書 (2010)」国際商事39巻6号851頁。割当制については、【変容】299頁以下参照。

Bundestag Drucksache 18/3784 18. Wahlperiode 20.01.2015 Gesetzentwurf der Bundesregierung Entwurf eines Gesetzes für die gleichberechtigte Teilhabe von Frauen und Männern an Führungspositionen in der Privatwirtschaft und im öffentlichen Dienst)。

3 日本

(1) わがくにの女性法律家の詳細には、立ち入りえない。簡単にふれると、1893年の最初の弁護士法では、弁護士は「男子タルコト」と規定されていた。しかし、1929年に、明治大学に専門部女子部(法科)が設立され⁶⁰⁾、1933年には、弁護士法が改正され性別要件が削除され、1940年に、最初の女性弁護士が誕生したとされている(久米愛、三淵嘉子・中田正子)⁶¹⁾。

このうち、中田正子(1910-2002.10.15)は、弁護士業務に専念したが、久米愛(1911.7.7-1976.7.14)は、1946年、明治大学短期大学教授にも就任した。また、三淵嘉子(1914.1.30-1984.11.13)は、1947年に司法省民事部に勤務した後、1949年に、裁判官となった(のち1972年に、新潟家裁所長)。石渡満子(1905.1.13-1974.8.27)と同時で、最初の女性裁判官とされる。高裁長官では、1987年に、野田愛子(1924.7.5-2010.6.19)が女性初の高等裁判所長官となった(1987年)⁶²⁾。

2015年法については、BMJ, Fragen und Antworten zu dem Gesetz für die gleichberechtigte Teilhabe von Frauen und Männern an Führungspositionen in der Privatwirtschaft und im öffentlichen Dienst; BMJ, Erste Zwischenbilanz: Gesetz zur gleichberechtigten Teilhabe von Frauen und Männern an Führungspositionen, 2016.7.1.後者は、2016年度における改善を述べている。なお、独法115号1頁参照。

60) 明治大学の女子部の創設(1929年)については、明治大学小史(2011年)91頁参照。横田秀雄が学長であった。女子聴講生は、1925年から入学していた。

61) 日弁連・2008年弁護士白書、特集1「男女共同参画と弁護士」、第1章「女性弁護士の歩みと日弁連の男女平等・男女共同参画の取組み」、第1節「平等と男女共同参画」1「女性弁護士の歩み」参照。なお、三淵嘉子は、1952年に最初の女性判事、最初の女性家裁所長、その夫は、三淵乾太郎(初代最高裁長官の三淵忠彦の子)である。

62) 曾田多賀「新たな出発をめざして」日本女性法律家協会(創立60周年会長挨拶)

(2) 女性の大学教授で早い者では、久保田きぬ子(1913.2.10-1985.12.24)は、日本女子大卒業後、東大初の女子学生となり、立教大学、成蹊大学、東北学院大学教授を歴任した。同じ東北学院には、家族法の鈴木ハツヨ(1929.5.25～)がいた。また、田辺繁子(1903.6.30-1986.6.8)は専修大学教授となり、マヌ法典の翻訳(岩波文庫、1953年)で著名である。ほかに、明治大学の立石芳枝(1910.10.3-1983.12.21)、東京都立商科短期大学の久留都茂子(1927～)、慶応大学の林脇トシ子(1930～)、人見康子(1927～)、獨協大学の松嶋由紀子(1929.10.22～)などがある(学者の肩書は在職当時のものである)。

(3) 日本の女子教育の起原はお雇い外国人のモルレーにある。モルレーが文部大臣の田中不二麿に建議したことにより、1875年に、官立の東京女子師範学校ができた。その附属の幼稚園も、モルレーの幼児教育振興の意見によるものであった。

さらに、遡ると、わがくにて女子の高等教育が意図されたのは、明治4年(1871年)の岩倉使節団に、津田梅子ら5人の少女が同行されたことに遡る。2人は、じきに帰国したが、3人はそのまま留学し、私立の女学校を卒業した。国内教育ではないが、早い時期に、女子教育が意図されたことの意義は大きい。女子教育の先駆けとなっているからである。また、江戸時代の初等教育(読み書き)については、早くにシュリーマンが、男女の差がないことを指摘している⁶³⁾。

巻頭言 (http://www.j-wba.com/images2/activities__1010_soda.pdf)。

なお、最高裁では、高橋久子(1927.9.21-2013.12.21)が最初の女性裁判官であるが(1994年、細川内閣)、政治任用であり、経歴の大半は、労働官僚であった。その後も数は少ない。本格的に増加させるには、V2(3)のような割当制が必要であろう。ドイツの連邦裁判官については、【変容】322頁参照。また、国際刑事裁判所では、齋賀富美子(1943.11.30-2009.4.24)が、初の日本人で、また初のアジア出身の女性裁判官であった。おもな経歴は、外務官僚である。また、ICCでは、赤根智子(1956.6.28-)が2018年から裁判官、2024年3月に、所長となった。おもな経歴は検事である。

63) シュリーマン・日本中国旅行記(藤川徹・伊藤尚武訳、1982年)114頁。同人は、専門家ではないので、当時の在日外国人の一般的な知見をそのまま記述したものであろう。

女性法律家と専門職(小野)

女性の学位・司法職・教授の関係図

